

〈資 料〉

1. 独占規制及び公正取引に関する法律

制定 1980年12月31日

改正 1986年12月31日

◇ 1990年1月13日

◇ 1992年12月8日

◇ 1994年12月22日

* 1994年12月23日

(政府組織法)

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、事業者の市場支配的地位の濫用と過度の経済力の集中を防止し、不当な共同行為及び不公正取引行為を規制して、公正かつ自由な競争を促進することにより、創意的な企業活動を助長し、消費者を保護するとともに国民経済の均衡ある発展を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

この法律において使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. 「事業者」とは、次の各目の1に該当する事業を営む者をいう。事業者の利益のために行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、事業者団体に関する規定の適用においては、これを事業者と見なす。

ア. 製造業

イ. 電気、ガス及び水道事業

ウ. 建設業

エ. 卸、小売及び消費者用品修理業

オ. 宿泊、飲食店業

カ. 運輸、倉庫及び通信業

キ. 金融及び保険業

ク. 不動産、賃貸業及び事業サービス業

ケ. 教育サービス業

コ. 保健及び社会福祉事業

- サ. その他公共、社会及び個人サービス業
 - シ. 家事サービス業
 - ス. その他大統領令の定める事業
2. 「企業集団」とは、同一人が次の各目の区分により大統領令の定める基準に基づき、事実上その事業内容を支配する会社（第1号に規定した事業以外の事業を営む会社を含む）の集団をいう。
 - ア. 同一人が会社である場合、その同一人とその同一人が支配する1以上の会社の集団
 - イ. 同一人が会社でない場合、その同一人が支配する2以上の会社の集団
 3. 「系列会社」とは、2以上の会社が同一の企業集団に属する場合、これらの会社は互いに相手方の系列会社という。
 4. 「事業団体」とは、その形態のいかんを問わず、2以上の事業者が共同の利益を増進することを目的として組織した結合体又はその連合体をいう。
 5. 「役員」とは、理事、代表理事、業務を執行する無限責任社員、監事若しくはこれに準ずる者又は支配人等の本店若しくは支店の営業全般を総括的に処理することができる商業使用人をいう。
 6. 「再販売価格維持行為」とは、商品を生産又は販売する事業者が、その商品を販売するに際して、再販売する事業者に取り引段階別価格をあらかじめ定め、その価格どおりに販売することを強制し、又はこのために規約その他拘束条件を付して取引する行為をいう。
 7. 「市場支配的事業者」とは、同種又は類似の商品又は役務の供給において、市場占拠率が次の各目の1に該当する場合であって、大統領の定める要件に該当する事業者をいう。
 - ア. 1の事業者の市場占拠率の合計が100分の50以上。
 - イ. 3以下の事業者の市場占拠率の合計が100分の75以上。ただし、この場合、市場占拠率が100分の10未満の者を除く。
 8. 「一定の取引分野」とは、取引の客体別、段階別若しくは地域別に競争関係があり、又は競争関係が成立し得る分野をいう。
 9. 「与信」とは、国内金融機関が行う貸出及び会社債務の保証又は引受けをいう。

第2章 市場支配的地位の濫用禁止

第3条（市場支配的地位の濫用禁止）

市場支配的事業者は、次の各号の1に該当する行為（以下「濫用行為」という）をしてはならない。

1. 商品の価格又は役務の代価（以下「価格」という）を不当に決定、維持又は変更する行為
2. 商品の販売又は役務の提供を不当に調節する行為
3. 他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為
4. 新たな競争事業者の参入を不当に妨害する行為
5. その他競争を実質的に制限し、又は消費者の利益を著しく阻害するおそれがある行為

第4条（市場支配的事業者の指定・告示）

- ①第35条の規定に基づき、公正取引委員会は大統領令の定めるところにより、第2条第7号の市場支配的事業者を指定・告示する。
- ②公正取引委員会は、事業者に対して第1項に規定する市場支配的事業者を指定・告示するために必要な情報の提供を求めることができる。

第5条（是正措置）

公正取引委員会は、第3条の規定に違反する行為があるときは、当該市場支配的事業者に対して、価格の引下げ、当該行為の中止、法違反事実の公表その他是正するために必要な措置を命じることができる。

第6条（課徴金）

- ①公正取引委員会は、市場支配的事業者が第5条の規定に基づく価格の引下げ命令に応じないときは、当該市場支配的事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。
- ②第1項に規定する課徴金の算定期間は、価格の引下げ命令をした日から当該命令に従って実際に価格を引き下げた日（以下「実行期間」という）とし、課徴金の算定基準はその実行期間に価格引上げの差額で得た収入額とする。
- ③公正取引委員会は、市場支配的事業者が第3条第2号及至第5号の規定に違反する濫用行為をした場合は、当該市場支配的事業者に対し、当該違反行為があった日からその行為がなくなった日までの期間における売上額に100分の3を乗じた金額を超えない範囲内において課徴金を賦課することができる。
- ④第1項及び第3項の規定に基づく課徴金の賦課に関して必要な事項は、大統領令に定める。
- ⑤公正取引委員会は、第1項及び第3項の規定に基づく課徴金の算定及び徴収に関する業務を国税庁長官に委託することができる。
- ⑥第5項の場合に、課徴金の徴収及び滞納処分については、国税徴収法の規定を準用する。この場合、「国税」を「課徴金」と見なす。
- ⑦公正取引委員会は、第1項及び第3項の規定により課徴金を納付した市場支配

的事業者が第56条の規定により損害賠償をしたときは、大統領令の定めるところにより、その市場支配的事業者に賠償額に相当する金額を還付しなければならない。

第3章 企業結合の制限及び経済力集中の抑制

第7条 (企業結合の制限)

①資本金又は資産総額の規模が大統領令の定める基準に該当する会社（第1号に規定する他の会社の株式を取得又は所有する場合には、会社以外の者も含む）は、直接又は系列会社若しくは当該会社と大統領令の定める特殊な関係にある者（以下「特殊関係人」という）を通じて、一定の取引分野において競争を実質的に制限する次の各号の1に該当する行為（以下「企業結合」という）をしてはならない。ただし、産業の合理化又は国際競争力の強化のために必要であると公正取引委員会が認める場合は、この限りではない。

1. 他の会社の株式（持分を含む。以下同じ）の取得又は所有
2. 役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者をいう。以下同じ）による他の会社の役員の地位の兼任（以下「役員の兼任」という）
3. 他の会社との合併
4. 他の会社の営業の全部若しくは主要部分の譲受、賃借若しくは経営の受任又は他の会社の営業用固定資産の全部若しくは主要部分の譲受（以下「営業の譲受」という）
5. 新たな会社設立への参加

②第1項但書の規定に基づき、公正取引委員会が産業合理化又は国際競争力の強化のために企業結合を認めようとするときは、あらかじめ主務部長官と協議しなければならない。この場合、産業合理化又は国際競争力の強化に関する立証は、当該事業者がしなければならない。

③会社は、強要その他不公正な方法により企業結合をしてはならない。

第8条 (持株会社の設立禁止等)

①何人も、株式の所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社（以下「持株会社」という）を設立することができず、すでに設立された会社は国内において持株会社に転換してはならない。

②第1項の規定は、次の各号の1に該当する場合はこれを適用しない。

1. 法律に基づき設立する場合
2. 外資導入法に基づく外国人と投資事業を営むために設立する場合であって、

大統領令の定めるところにより公正取引委員会の承認を得た場合

第9条（相互出資の禁止等）

①一定規模以上の資産総額等大統領令の定める基準に該当する企業集団（以下「大規模企業集団」という）に属する会社は、自己の株式を取得又は所有している系列会社の株式を取得又は所有してはならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。

1. 会社の合併又は営業全部の譲受
2. 担保権の行使又は代物弁済の受領

②第1項但書の規定により出資した会社は、当該株式を取得又は所有した日から6カ月以内に、これを処分しなければならない。ただし、自己の株式を取得又は所有している系列会社がその株式を処分したときはこの限りではない。

③大規模企業集団に属する会社であって、中小企業創業支援法に基づく中小企業創業投資会社は、国内系列会社の株式を取得又は所有してはならない。

第10条（出資総額の制限）

①大規模企業集団に属する会社（中小企業創業投資会社を除く）は、取得又は所有している他の国内会社の株式の帳簿価格の合計額（以下「出資総額」という）が当該会社の純資産額に100分の25を乗じた金額（以下「出資限度額」という）を超過してはならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りではない。

1. 工業発展法又は租税減免規制法に基づく合理化計画又は合理化基準により株式を取得又は所有する場合。ただし、取得又は所有した日から4年以内に限るものとし、公正取引委員会が必要と認める場合は、3年以内の範囲内でこれを延長することができる。
2. 取得又は所有している株式に対する新株の割当又は当該株式に対する株式配当として新株を取得又は所有する場合。ただし、取得又は所有した日から2年以内に限る。
3. 担保権の行使又は代物弁済の受領によって株式を取得又は所有する場合。ただし、取得・所有した日から1年以内に限る。
4. 事業年度末の決算確定の結果、保有株式の評価が増加し、出資限度額を超えた場合。ただし、決算が確定した日から1年以内に限る。
5. 部品生産中小企業との技術協力関係を維持するための出資その他大統領令に定める産業の国際競争力の強化のために必要な場合であって、公正取引委員会が当該株式の取得又は所有を認める場合。ただし、取得又は所有した日から7年以内に限る。

②大規模企業集団に属する会社が社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法

第2条第2号の規定に基づく第1種施設事業を営むために設立された会社の株式を取得又は所有する場合であって、公正取引委員会が当該株式の取得又は所有を認めるときは、第1項の規定は適用しない。ただし、その期間は、取得又は所有した日から20年以内とし、公正取引委員会が必要と認めるときは、10年以内の範囲内においてこれを延長することができる。

③大規模企業集団に属する会社であって、株式所有の分散及び財務構造等大統領令の定める要件に該当する会社に対しては、第1項の規定は適用しない。

④第1項における「純資産額」とは、直前事業年度の貸借対照表に表示された資産の合計から負債の合計及び国庫補助金並びに直前事業年度終了日現在当該会社に対して出資している系列会社の出資金額（所有株式数に1株当たり額面価格を乗じた金額をいう。以下、この項において同じ）を控除した金額をいう。ただし、新たに設立された会社であって、直前事業年度の貸借対照表がない場合は、設立当時の払込資本金から系列会社の出資金額を控除した金額を純資産額と見なすとともに、会社設立日又は直前事業年度終了日以後、新株の発行、合併又は転換社債の転換により純資産が増加する場合は、その増加した額から当該会社に対する系列会社の出資金額を控除した金額を合わせて計算する。

⑤第1項の規定を適用するに当たって、会社の純資産額が減少し、他の会社に対する出資総額が出資限度額を超える場合は、超えた日から3年間は、超えた日の出資総額を出資限度額と見なす。

⑥第5項の期間が経過した後、純資産額がさらに減少する場合は、その減少した日から3年間は、その減少前の出資限度額を出資限度額と見なす。その期間の経過後、出資限度額がさらに減少する場合もまた同じ。

⑦第4項但書の規定によって純資産額が増加したことにより、出資限度額が第5項及び第6項において出資限度額と見なす金額を超えるようになったときは、第5項及び第6項の規定はこれを適用しない。

⑧大規模企業集団に属する会社は、公認会計士の会計監査を受けなければならないが、公正取引委員会は、純資産を計算するに当たって、公認会計士の監査意見に従い、修正した貸借対照表を使用しなければならない。

第10条の2（系列会社に対する債務保証の制限）

①大規模企業集団のうち大統領令の定める基準に該当する企業集団（以下「債務保証制限大規模企業集団」という）に属する会社は、国内系列会社に対する債務保証金額の残額の合計額（以下「債務保証総額」という）が当該会社の自己資本に100分の200を乗じた金額（以下「債務保証限度額」という）を超えてはならない。ただし、次の各号の1に該当する債務保証の場合は、これを債務保証総額に含めない。

1. 工業発展法又は租税減免規制法に基づく合理化計画又は合理化基準に従っ

て引き受けられる会社の債務と関連して行われる保証

2. 国内金融機関の海外支店与信に対する保証
3. 企業の国際競争力強化のために必要な場合その他大統領令の定める場合の債務に対する保証

②第1項における「保証」とは、次の各号の1に該当する国内金融機関の与信に関連して債務保証制限大規模企業集団に属する会社が国内系列会社に行う保証をいう。

1. 銀行法に基づく金融機関と韓国産業銀行、韓国輸出入銀行、長期信用銀行、中小企業銀行、韓国住宅銀行及び国民銀行
2. 短期金融業法に基づく短期金融会社
3. 保険業法に基づく保険会社
4. 証券取引法に基づく証券会社
5. 総合金融会社に関する法律に基づく総合金融会社
6. その他大統領令に定める金融会社

③第1項における「自己資本」とは、直前事業年度の貸借対照表に表示された資産の合計から負債の合計を控除した金額をいう。ただし、新たに設立された会社であって、直前事業年度の貸借対照表がない場合は、設立当時の払込資本金を自己資本と見なすとともに、会社設立日又は直前事業年度終了日以後、新株の発行、合併又は転換社債の転換により自己資本が増加する場合は、その増加した金額を合わせて計算する。

④第10条第5項及至第8項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。この場合、「純資産額」はこれを「自己資本」と、「出資総額」はこれを「債務保証総額」と、「出資限度額」は「債務保証限度額」と、「大規模企業集団」は「債務保証制限大規模企業集団」と見なす。

第11条（金融及び保険会社の議決権制限）

大規模企業集団に属する会社であって、金融及び保険業を営む会社は、取得又は所有している国内系列会社の株式について議決権を行使することができない。ただし、金融及び保険業を営む会社が、金融及び保険業を営むため又は保険資産の効率的な運用・管理のため、関係法令に基づく承認を受けて株式を取得又は所有している場合は、この限りではない。

第12条（企業結合の申告）

①第7条第1項に規定する者が次の各号の1に該当する場合は、大統領令の定めるところにより、これを公正取引委員会に申告しなければならない。ただし、第1号又は第5号に該当する場合であって、第2項の申告をした場合は、この限りではない。

1. 会社が、他の会社の発行済株式総数（商法第370条に規定する議決権のない株式を除く。以下同じ）の100分の20以上を所有するようになる場合。
 2. 会社以外の者が、相互競争関係又は原材料依存関係にある2以上の会社の株式をそれぞれ100分の20以上所有するようになる場合であって、競争関係若しくは原材料依存関係にある会社のうち1以上が第7条第1項に規定された会社である場合。
 3. 会社の役員又は従業員が、競争関係又は原材料依存関係にある他の会社の役員を兼任した場合。
 4. 会社が第7条第1項第3号又は第4号に該当する行為をしようとする場合。
 5. 会社が新たに設立される会社の株式の100分の20以上を引き受けようとする場合。
- ②大規模企業集団に属する会社が、次の各号の1に該当する場合は、大統領令の定めるところにより、これを公正取引委員会に申告しなければならない。
1. 系列会社又は特殊関係人と合わせて、他の会社の株式の100分の20以上を所有するようになる場合。
 2. 系列会社又は特殊関係人と合わせて、新たに設立される会社の株式の100分の20以上を引き受けようとする場合。
- ③第1項第1号・第2号又は第2項第1号に規定する株式を所有するようになり、又は第1項第3号に規定する役員を兼任したときは、その株式を所有するようになった日又は役員を兼任した日から30日以内にこれを公正取引委員会に申告しなければならない。
- ④第1項第4号及び第5号並びに第2項第2号の規定に該当する行為をしようとする者は、それぞれの合併契約締結、営業譲受契約締結又は会社設立への参加に対する株主総会（又はこれに代わる理事会）の議決があった後、30日以内に公正取引委員会に申告しなければならない。
- ⑤第4項の申告をした者は、申告後30日が経過するときまで、それぞれ合併登記、営業譲受契約の履行行為又は株式引受行為をしてはならない。ただし公正取引委員会が必要と認めるときは、その期間を短縮し、又は30日を超えない範囲内においてこれを延長することができる。
- ⑥第2項の規定により2以上の会社に申告義務が発生する場合は、申告義務者が共同で申告しなければならない。ただし、公正取引委員会が、大統領令の定めるところにより、大規模企業集団に属する会社のうち、1の会社を企業結合申告代理人（以下「代理人」という）に定め、その代理人が申告した場合はこの限りではない。

第13条（株式所有現況等の申告）

- ①第9条第1項に規定された会社は、大統領令の定めるところにより他の国内会

社の株式所有現況及び当該会社の株主現況並びに財務状況を公正取引委員会に申告しなければならない。

②第10条の2第1項に規定された会社は、大統領令の定めるところにより、国内系列会社に対する債務保証の現況を国内金融機関の確認を受けて、公正取引委員会に申告しなければならない。

③公正取引委員会は、必要と認める場合、関連国内金融機関に対して債務保証制限大規模企業集団に属する国内系列会社の債務保証関係資料の確認を要請することができる。

④第12条第6項但書の規定は、第1項及び第2項の場合にこれを準用する。

第14条（大規模企業集団の指定等）

①公正取引委員会は、大統領令の定めるところにより、大規模企業集団及び債務保証制限大規模企業集団を指定し、同企業集団に属する会社にこれを通知しなければならない。

②第9条、第10条、第10条の2、第11条、第12条第2項及び第13条の規定は、第1項の通知があった日からこれを適用する。

③第2項の規定にかかわらず、第1項の規定に基づく大規模企業集団又は債務保証制限大規模企業集団の指定当時、第1項の規定に基づく通知を受けた会社が通知当時において第9条第1項及び第3項、第10条第1項又は第10条の2第1項の規定に違反している場合は、次の各号による。

1. 第9条第1項及び第3項の規定に違反している場合は、通知があった日から1年間は同項の規定を適用しない。
2. 第10条第1項の規定に違反している場合は、通知があった日から1年間は、通知があった日の出資総額を出資限度額と見なす。ただし、純資産額が増加し、出資限度額が出資限度額と見なす金額を超えるようになったときは、この限りではない。
3. 第10条の2第1項の規定に違反している場合は、通知があった日から1年間は、通知があった日の債務保証総額を債務保証限度額と見なす。ただし、自己資本が増加し、債務保証限度額が債務保証限度額と見なす金額を超えるようになったときは、この限りではない。

④公正取引委員会は、会社又は当該会社の特殊関係人に対して、第1項の企業集団を指定するために必要な資料の提出を要請することができる。

第15条（脱法行為の禁止）

何人も、第7条第1項及び第3項、第8条第1項、第9条、第10条第1項、第10条の2第1項又は第11条の規定の適用を逃れようとする行為をしてはならない。

第16条（是正措置）

①公正取引委員会は、第7条第1項及び第3項、第8条第1項、第9条、第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第15条の規定に違反し、又は違反するおそれがある行為があるときは、当該事業者又は違反事業者に対して、当該行為の禁止、株式の全部又は一部の処分、役員 の 辞任、営業の一部譲渡、当該法違反債務保証の取消、法違反事実の公表その他是正するために必要な措置を命じることができる。この場合、第12条第1項第4号・第5号及び第2項第2号の規定に基づく申告を受けて行う是正措置は、第12条第5項に規定する期間内にこれをしなければならぬ。

②公正取引委員会は、第7条第1項及び第3項、第8条第1項並びに第12条第5項の規定に違反した会社の合併又は設立があるときは、当該会社の合併又は設立の無効の訴えを提起することができる。

第17条（課徴金）

①公正取引委員会は、第9条又は第10条第1項の規定に違反して株式を取得又は所有した当該会社に対して、違反行為により取得又は所有した株式帳簿価格の100分の10を超えない範囲内において課徴金を賦課することができる。

②公正取引委員会は、第10条の2第1項の規定に違反して債務保証を行った会社に対して、当該法違反の債務保証額の100分の10を乗じた金額を超えない範囲内において課徴金を賦課することができる。

③第6条第5項及び第6項の規定は、第1項及び第2項の場合にこれを準用する。

第18条（是正措置の履行確保）

①第16条第1項の規定に基づく株式処分命令を受けた者は、その命令を受けた日から、当該株式についてはその議決権を行使することができない。

②第9条の規定に違反して相互出資をした株式については、その是正命令を受けた日から法違反状態が解消されるときまで、株式全部についてその議決権を行使することができない。

③第10条第1項の規定に違反して株式処分命令を受けた場合であって、処分対象株式が確定しない場合、当該会社は議決権を行使しない株式の内容をその命令を受けた日から10日以内に公正取引委員会に通知しなければならない。この場合、当該会社は第1項の規定にかかわらず、命令を受けた日の10日後から公正取引委員会に通知した当該株式に対する議決権を行使することができない。

④公正取引委員会は、第3項の規定により株式処分命令を受けた日から10日以内に当該会社から通知を受けない場合は、大統領令の定める基準に基づき、当該会社が議決権を行使することができない株式を指定することができる。

第4章 不当な共同行為の制限

第19条（不当な共同行為の制限）

①事業者は、契約、協定、決議その他いかなる方法によっても、他の事業者と共同して一定の取引分野における競争を実質的に制限する次の各号の1に該当する行為をすることを合意（以下「不当な共同行為」という）してはならない。ただし、産業合理化、研究・技術開発、不況克服、産業構造の調整、中小企業の競争力向上又は取引条件の合理化のための場合であつて、大統領令の定めるところにより公正取引委員会の認可を受けた場合はこの限りではない。

1. 価格を決定、維持又は変更する行為
2. 商品若しくは役務の取引条件又はその代金若しくは代価の支給条件を定める行為
3. 商品の生産、出荷、輸送若しくは取引の制限又は役務の取引を制限する行為
4. 販売地域又は取引の相手方を制限する行為
5. 生産若しくは役務の取引をするための設備の新設若しくは増設又は装備の導入を妨害又は制限する行為
6. 商品の生産又は取引時に、その商品の種類又は規格を制限する行為
7. 営業の主要部分を共同で遂行又は管理するための会社等を設立する行為
8. 他の事業者の事業活動又は事業内容を制限又は妨害する行為

②第1項に規定した不当な共同行為をすることを約定する契約等は、事業者間においてはこれを無効とする。

③2以上の事業者が、一定の取引分野における競争を実質的に制限する第1項各号の1に該当する行為をしている場合、同事業者間にそのような行為をすることを約定した明示的な契約がない場合にも不当な共同行為を行っているものと推定する。

第20条（認可手続等）

①公正取引委員会は、第19条第1項但書の規定に基づく認可申請を受けた場合は、その申請日から30日以内にこれを決定しなければならない。ただし、公正取引委員会は、必要と認めるときは、30日を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。

②公正取引委員会は、必要と認める場合、第19条第1項但書の規定に基づく認可をする前に、当該申請内容を公示し、利害関係人の意見を聞くことができる。認可の内容を変更する場合も同じ。

③第2項の公示に要する期間は、第1項の期間にこれを算入しない。

第21条（是正措置）

公正取引委員会は、第19条の規定に違反する不当な共同行為があるときは、当該事業者に対して当該違反行為の中止、法違反事実の公表その他是正するために必要な措置を命ずることができる。

第22条（課徴金）

①公正取引委員会は、第19条の規定に違反する不当な共同行為がある場合、当該事業者に対して当該行為の実行があった日からその行為がなくなる日までの期間における売上高に100分の5を乗じた金額を超えない範囲内において課徴金を賦課することができる。

②第1項の規定における売上額の算定方法その他必要な事項は、大統領令により定める。

③第6条第5項及至第7項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

第5章 不公正取引行為の禁止

第23条（不公正取引行為の禁止）

①事業者は、次の各号の1に該当する行為であって、公正な取引を阻害するおそれがある行為（以下「不公正取引行為」という）をし、又は系列会社若しくは他の事業者をして、これを行わせてはならない。

1. 不当に取引を拒絶し、又は取引の相手方を差別して取り扱う行為
2. 不当に競争者を排除するために取引する行為
3. 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制する行為
4. 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する行為
5. 取引の相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引し、又はその事業活動を妨害する行為
6. 事業者、商品又は役務に関して、虚偽又は消費者を欺瞞し、若しくは誤認させるおそれがある表示・広告（商号の使用を含む）をする行為

②第1項に規定する不公正取引行為の類型及び基準は、公正取引委員会が定めてこれを告示する。

③公正取引委員会は、第1項の規定に違反する行為を予防するために必要な場合、事業者が遵守しなければならない指針を制定・告示することができる。

④事業者又は事業者団体は、不当な顧客の誘引及び虚偽又は消費者を欺瞞し、若しくは誤認させるおそれがある表示・広告を防止するため、自律的に規約（以下

「公正競争規約」という)を定めることができる。

- ⑤事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に第4項の公正競争規約が第1項第3号又は第6号の規定に違反するかどうかについて審査を要請することができる。

第24条（是正措置）

公正取引委員会は、第23条第1項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対して当該不正取引行為の中止、契約条項の削除、訂正広告、法律違反事実の公表その他是正するために必要な措置を命じることができる。

第24条の2（課徴金）

①公正取引委員会は、第23条第1項の規定に違反する不正取引行為がある場合は、当該事業者に対して当該違反行為があった日からその行為がなくなる日までの期間における売上額に100分の2を乗じた額を超えない範囲内において、課徴金を賦課することができる。

②第1項に基づく課徴金の賦課に関して必要な事項は、大統領令で定める。

③第6条第5項及至第7項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

第6章 事業者団体

第25条（事業者団体の設立申告）

事業者団体は、その設立日から30日以内に大統領令の定めるところにより、その設立事項を公正取引委員会に申告しなければならない。申告した事項が変更され、又は当該事業者団体が解散された場合もまた同じ。

第26条（事業者団体の禁止行為）

①事業者団体は、次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

1. 第19条第1項各号の行為により一定の取引分野の競争を実質的に制限する行為
2. 一定の取引分野において現在又は将来の事業者数を制限する行為
3. 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ）の事業内容又は活動を不当に制限する行為
4. 事業者に第23条第1項に規定する不正取引行為又は第29条に規定する再販売価格維持行為をさせる行為
5. 第23条第1項第6号に規定された行為

②第19条第1項但書及び第20条の規定は、第1項第1号の場合にこれを準用する。

この場合、「事業者」は、「事業者団体」と見なす。

- ③公正取引委員会は、第1項の規定に違反する行為を予防するために必要な場合、事業者団体が遵守しなければならない指針を制定・告示することができる。
- ④公正取引委員会は、第3項の指針を制定しようとする場合は、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

第27条（是正措置）

公正取引委員会は、第26条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者団体（必要な場合、関連構成事業者を含む）に対して当該行為の中止、訂正広告、法違反事実の公表その他是正のために必要な措置を命じることができる。

第28条（課徴金）

- ①公正取引委員会は、第26条第1項第1号の規定に違反する行為があるときは、当該違反行為に参加した事業者に対して課徴金を賦課することができる。
- ②第6条第5項乃至第7項の規定の場合は、第1項の場合にこれを準用する。

第7章 再販売価格維持行為の制限

第29条（再販売価格維持行為の制限）

- ①商品を生産・販売する事業者は、再販売価格維持行為をしてはならない。
- ②第1項の規定は、大統領令の定める著作物及び次の各号の要件を備えた商品であって、事業者が当該商品に対して再販売価格維持行為をすることができるように公正取引委員会からあらかじめ指定を受けた場合は、これを適用しない。
 - 1. 当該商品の品質が同一であるということを容易に識別できること。
 - 2. 当該商品が一般消費者によって日常使用されるものであること。
 - 3. 当該商品に対して自由な競争が行われていること。
- ③事業者が、第2項の規定に基づく指定を受けようとするときは、大統領令の定めるところにより、これを公正取引委員会に申請しなければならない。
- ④公正取引委員会が、第2項の規定により再販売価格維持行為をすることができる商品を指定したときは、これを告示しなければならない。

第30条（再販売価格維持契約の申告）

①第29条第4項の規定に基づき公正取引委員会が指定・告示した商品を生産又は販売する事業者が、当該商品の再販売価格を決定し、これを維持するための契約を締結するときは、大統領令の定めるところにより、その契約締結日から30日以内にその契約事項を公正取引委員会に申告しなければならない。契約事項を変更

するときもまた同じ。

②公正取引委員会は、第1項の申告事項が、消費者の利益を著しく阻害するおそれがあり、又は公共の利益に反する場合は、当該申告事項の変更又は修正を命じることができる。

第31条（是正措置）

公正取引委員会は、第29条第1項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対して当該行為の中止、法違反事実の公表その他是正のために必要な措置を命じることができる。

第31条の2（課徴金）

①公正取引委員会は、第29条の規定に違反する再販売価格維持行為がある場合は、当該事業者に対して当該違反行為があった日からその行為がなくなる日までの期間における売上額に100分の2を乗じた額を超えない範囲内において、課徴金を賦課することができる。

②第1項の規定に基づく課徴金の賦課に関して必要な事項は、大統領令により定める。

③第6条第5項及至第7項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

第8章 国際契約の締結制限

第32条（不当な国際契約の締結制限）

①事業者又は事業者団体は、不当な共同行為、不公正な取引行為及び再販売価格維持行為に該当する事項を内容とするものであって、大統領令の定める国際的協定又は契約（以下「国際契約」という）を締結してはならない。ただし、当該国際契約の内容が、一定の取引分野における競争に及ぼす影響が軽微であり、又はその他やむを得ない事由があると公正取引委員会が認める場合は、この限りではない。

②公正取引委員会は、第1項に規定する不当な共同行為、不公正取引行為又は再販売価格行為の類型及び基準を指定し、告示することができる。

第33条（国際契約の審査要請）

事業者又は事業者団体は、国際契約を締結するに当たり、当該国際契約が第32条第1項の規定に違反するか否かに関して、大統領令の定めるところにより、公正取引委員会に審査を求めることができる。

第34条 (是正措置)

公正取引委員会は、第32条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがある国際契約があるときは、当該事業者又は事業者団体に対して、契約の取消、契約内容の修正・変更、その他是正のために必要な措置を命じることができる。

第34条の2 (課徴金)

①公正取引委員会は、第32条第1項の規定に違反して国際契約が締結されたときは、当該事業者又は事業者団体に対して、当該違反行為があった日からその行為がなくなる日までの期間における売上額に100分の2を乗じた金額を超えない範囲内において、課徴金を賦課することができる。

②第1項の規定に基づく課徴金の賦課に関して必要な事項は、大統領令により定める。

③第6条第5項及至第7項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

第9章 専担機構

第35条 (公正取引委員会の設置)

①この法律に基づく事務を独立して遂行するため、國務総理の所屬下に公正取引委員会を置く。

②第1項に規定する公正取引委員会は、予算、人事、教育訓練その他の行政事務に関する法令を適用するに当たっては、政府組織法第2条第2項の規定に基づく中央行政機関と見なす。

第36条 (公正取引委員会の所管事務)

公正取引委員会の所管事務は次号のとおりである。

1. 市場支配的地位の濫用行為の規制に関する事項
2. 企業結合の規制及び経済力集中の抑制に関する事項
3. 不当な共同行為及び事業者団体の競争制限行為の規制に関する事項
4. 不公正取引行為及び再販売価格維持行為の規制に関する事項
5. 不当な国際契約の締結の制限に関する事項
6. 競争制限的な法令及び行政処分の協議・調整等の競争促進政策に関する事項
7. その他法令により公正取引委員会の所管として規定された事項

第37条 (公正取引委員会の構成等)

①公正取引委員会は、委員長1人及び副委員長1人を含む7人の委員で構成し、

そのうち2人は非常任の委員とする。

②公正取引委員会の常任委員及び非常任委員（以下「委員」という）は、次の各号の1に該当する者のうちから、委員長及び副委員長は、国務総理の要請により大統領が任命し、その他の委員は、委員長の要請によって大統領が任命する。

1. 独占規制及び公正取引に関して、経験がある2級以上の公務員の職にあった者
 2. 判事、検事又は弁護士職に15年以上あった者
 3. 大学において法律学、経済学又は経営学を専攻した者であつて、大学又は公認された研究機関において副教授以上又はこれに相当する職に15年以上あった者
 4. 企業経営及び消費者保護活動に15年以上従事した者
- ③委員長及び副委員長は政務職とし、その他の常任委員は1級相当の別定職の国家公務員をもって充てる。

第38条（委員長）

- ①委員長は公正取引委員会を代表する。
- ②委員長は国務会議に出席して発言することができる。
- ③委員長が事故により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代行し、委員長及び副委員長の双方が事故により職務を遂行できないときは、委員長が指定した常任委員がその職務を代行する。

第39条（委員の任期）

委員の任期は3年とし、1回に限って再任することができる。

第40条（委員の身分保証）

委員は、次の各号の1に該当する場合を除いては、その意思に反して免職されない。

1. 禁錮以上の刑の宣告を受けた場合。
2. 長期間の心身衰弱により職務を遂行することができなくなった場合。

第41条（委員の政治運動の禁止）

委員は、政党に加入し、又は政治運動に関与することができない。

第42条（議決定足数）

公正取引委員会の会議は、在籍委員の過半数の賛成により議決する。

第43条（議決の公開）

公正取引委員会が、この法律に違反する事項について是正措置を議決するに当たっては、これを公開しなければならない。ただし、事業者又は事業者団体の事業上の秘密を保護する必要があると認めるときはこの限りではない。

第44条（委員の除斥）

委員は、次の各号の事項に関する審議・議決に関与することができない。

1. 自己と利害関係がある事項
2. 配偶者、8親等以内の血族、4親等以内の姻戚の関係にある者と関係がある事項
3. 自己が証人又は鑑定人になった事項

第45条（委員の記名・捺印）

公正取引委員会が、この法律の規定に違反する事項に対して議決する場合は、その理由を明示した議決書にしなければならず、議決に参加した委員は、その議決書に記名・捺印しなければならない。

第46条（罰則適用における公務員擬制）

公正取引委員会の委員のうち、公務員でない委員は、刑法その他法律による罰則の適用においては公務員と見なす。

第47条（事務處の設置）

公正取引委員会の事務を処理するために公正取引委員会に事務處を置く。

第48条（組織に関する規定）

この法律に規定されたこと以外に公正取引委員会の組織に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第10章 調査等の手続**第49条（違反行為の認知・申告等）**

- ①公正取引委員会は、この法律の規定に違反した事実があると認めるときは、職権により必要な調査をすることができる。
- ②何人も、この法律の規定に違反する事実があると認めるときは、その事実を公正取引委員会に申告することができる。
- ③公正取引委員会は、この法律の規定に違反する行為が終了した日から5年を経

過した場合は、当該違反行為について、この法律に基づく是正措置及び課徴金の納付を命ずることができない。

第50条（違反行為の調査及び意見聴取等）

①公正取引委員会は、この法律の施行のために必要と認めるときは、大統領令の定めるところにより、次の各号の処分をすることができる。

1. 当事者、利害関係人又は参考人の出頭及び意見の聴取
2. 鑑定人の指定及び鑑定の委嘱
3. 事業者・事業者団体又はこれらの役職員に対して、原価及び経営状況に関する報告、その他必要な資料若しくは物件の提出を命じ、又は提出された資料若しくは物件の領置

②公正取引委員会は、この法律の施行のために必要と認めるときは、その所属公務員（第65条の規定に基づく委任を受けた機関の所属公務員を含む）をして、事業者又は事業者団体の事務所又は事業場において、業務及び経営状況、帳簿・書類、その他の資料又は物件を調査させることができ、大統領令の定めるところにより、指定された場所において当事者、利害関係人又は参考人の陳述を聴取させることができる。

③第2項の規定に基づき調査をする公務員は、大統領令の定めるところにより、事業者、事業者団体又はこれらの役職員に対して、調査に必要な資料若しくは物件を命じ、又は提出された資料若しくは物件を領置することができる。

④第2項の規定に基づき調査をする公務員は、その権限を示す証票を関係人に提示しなければならない。

第51条（違反行為の是正勧告）

①公正取引委員会は、この法律の規定に違反する行為がある場合、当該事業者又は事業者団体に対し、是正方法を定めてこれに従うことを勧告することができる。

②第1項の規定による勧告を受けた者は、遅延なく当該勧告を受諾するか否かについて公正取引委員会に通知しなければならない。

③第1項の規定による是正勧告を受けた者が、当該勧告を受諾したときは、この法律による是正措置があったものと見なす。

第52条（意見陳述の機会の付与）

①公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事項については是正措置又は課徴金の納付命令をする前に、当事者又は利害関係人に意見を陳述する機会を与えなければならない。

②当事者又は利害関係人は、公正取引委員会の会議に出席し、その意見を陳述し、又は必要な資料を提出することができる。

第53条（異議申立て）

この法律に基づく公正取引委員会の処分に対して不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内にその事由を添えて公正取引委員会に異議申立てをすることができる。

第54条（訴えの提起）

①この法律に基づく公正取引委員会の処分に対して不服の訴えを提起しようとするときは、異議申立てに対する公正取引委員会の処分の告知を受けた日から30日以内に、これを提起しなければならない。

②第1項の期間は、これを不変期間とする。

第55条（不服の訴えの専属管轄）

第54条の規定に基づく不服の訴えは、公正取引委員会の所在地を管轄するソウル高等法院を専属管轄とする。

第11章 損害賠償**第56条（損害賠償責任）**

①事業者又は事業者団体は、この法律の規定を違反することによって被害を受けた者がある場合は、当該被害者に対して損害賠償の責任を負う。

②第1項の規定に基づき損害賠償の責任を負う事業者又は事業者団体は、その被害者に対して故意又は過失がなかったことを証明し、その責任を免れることができない。

第57条（損害賠償請求権の裁判上の主張制限等）

①第56条の規定に基づく損害賠償請求権は、この法律に基づく是正措置が確定した後でなければ、これを裁判上主張することができない。

②第1項の損害賠償請求権は、これを行使することができる日から1年を経過したときは、時効により消滅する。

第12章 適用除外**第58条（法令に基づく正当な行為）**

この法律の規定は、事業者又は事業者団体が法律又はその法律に基づく命令に

より行う正当な行為に対しては、これを適用しない。

第59条（無体財産権の行使行為）

この法律の規定は、著作権法・特許法・実用新案法・意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為に対しては、これを適用しない。

第60条（一定の組合の行為）

この法律の規定は、次の各号の要件を備えて設立された組合（組合の連合会を含む）の行為に対しては、これを適用しない。ただし、不正取引行為又は一定の取引分野において競争を実質的に制限することにより、不当に価格を引き上げることとなる場合は、この限りではない。

1. 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
2. 任意に設置され、組合員が任意に加入又は脱退することができること
3. 組合員が平等な議決権を持つこと
4. 組合員に対して利益分配を行う場合は、その限界が定款に定められていること

第61条（金融及び保険業を営む事業者に対する特例）

金融及び保険業を営む事業者については、第3条、第7条、第10条、第10条の2第1項、第12条及び第29条の規定を適用しない。

第13章 補 則

第62条（秘密厳守の義務）

この法律による職務に従事し、若しくは従事していた委員又は公務員は、その職務上知ることになった事業者及び事業者団体の秘密を漏洩し、又はこの法律の施行のための目的以外にこれを利用してはならない。

第63条（競争制限的な法令の制定・処分等の協議）

- ①関係行政機関の長が、第19条第1項各号及び第26条第1項第2号において規定している競争制限事項を内容とする法令を制定若しくは改正し、又は事業者若しくは事業者団体に対して上記の競争制限を内容とする命令、処分若しくは承認等をしようとするときは、あらかじめ公正取引委員会と協議しなければならない。
- ②関係行政機関の長が、第1項に規定した命令、処分又は承認等を行った場合は、当該命令等の内容を公正取引委員会に通報しなければならない。

第64条（関係行政機関の長の協調）

- ①公正取引委員会は、この法律の施行のために必要と認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くことができる。
- ②公正取引委員会は、この法律の施行のために必要と認めるときは、関係行政機関の長に必要な調査を依頼し、又は必要な資料を要請することができる。
- ③公正取引委員会は、この法律の規定に基づく是正措置の履行を確保するために必要と認める場合は、関係行政機関の長に必要な協調を依頼することができる。

第65条（権限の委任・委託）

公正取引委員会は、この法律に規定する権限の一部を、大統領令の定めるところにより、所属機関の長又はソウル特別市長・直轄市長若しくは道知事に委任し、又は他の行政機関の長に委託することができる。

第14章 罰 則

第66条（罰 則）

- ①次の各号の1に該当する者は、3年以下の懲役又は2億ウォン以下の罰金に処する。
1. 第3条の規定に違反して濫用行為をした者
 2. 第7条第1項又は第3項の規定に違反して企業結合をした者
 3. 第8条第1項の規定に違反して持株会社を設立し、又は持株会社に転換した者
 4. 第9条又は第10条第1項の規定に違反して株式を取得又は所有している者
 5. 第10条の2第1項の規定に違反して債務保証をしている者
 6. 第11条又は第18条の規定に違反して議決権を行使した者
 7. 第15条の規定に違反して脱法行為をした者
 8. 第19条第1項の規定に違反する不当な共同行為をし、又は第26条第1項第1号の規定に違反して競争を実質的に制限する行為をした者
- ②第1項の懲役刑と罰金刑は、これを併科することができる。

第67条（罰 則）

次の各号の1に該当する者は、2年以下の懲役又は1億5000万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第12条第1項第4号・第5号又は同条第2項第2号の企業結合の申告をしないで、合併、営業譲受、株式の引受け又は会社の設立をした者
2. 第23条第1項の規定に違反して不公正取引行為をした者

3. 第26条第1項第2号及至第5号の規定に違反した者
4. 第29条第1項の規定に違反して再販売価格維持行為をした者
5. 第32条第1項の規定に違反して国際契約を締結した者
6. 第5条, 第16条第1項, 第21条, 第24条, 第27条, 第30条第2項, 第31条又は第34条の規定に基づく是正措置に応じない者
7. 第10条第8項(第10条の2第4項の規定により準用される場合を含む)の規定に違反して公認会計士の会計監査を受けない者

第68条(罰則)

次の各号の1に該当する者は, 1億ウォン以下の罰金に処する。

1. 第4条第2項及び第14条第4項の資料要請に対して, 正当な理由なく資料の提出を拒否し, 又は虚偽の資料を提出した者。
2. 第12条第1項又は第2項の規定に基づく企業結合の申告をせず, 又は虚偽の申告をした者
3. 第12条第3項若しくは第4項に規定された申告をせず, 又は同条第5項の規定に違反した者
4. 第13条第1項及び第2項の規定に違反して株式所有現況又は債務保証現況の申告をせず, 又は虚偽の申告をした者
5. 第25条の規定に基づく事業者団体の設立申告をせず, 又は虚偽の申告をした者
6. 第30条第1項の規定に基づく再販売価格維持契約事項又は変更契約事項の申告をせず, 又は虚偽の申告をした者
7. 〈削除〉(94.12.22)
8. 第50条第1項第2号の規定に違反して虚偽の鑑定をした者

第69条(罰則)

第62条の規定に違反した者は, 2年以下の懲役又は200万ウォン以下の罰金に処する。

第69条の2(過怠料)

①次の各号の1に該当する者は, 100万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第50条第1項第1号の規定に違反して正当な事由なく出頭しなかった者
2. 第50条第1項第3号又は第3項の規定に基づく報告若しくは必要な資料若しくは物件の提出をせず, 又は虚偽の報告, 資料若しくは物件を提出した者。
3. 第50条第2項の規定に基づく調査を拒否, 妨害又は忌避した者

②第1項の規定に基づく過怠料は, 大統領令の定めるところにより, 公正取引委

員会が賦課・徴収する。

③第2項に基づく過怠料処分に不服のある者は、当該処分の告知を受けた日から30日以内に公正取引委員会に異議を提起することができる。

④第2項の規定に基づく過怠料処分を受けた者が第3項に基づき異議を提起したときには、公正取引委員会は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄法院は、非訟事件手続法に基づく過怠料の裁判を行う。

⑤第3項に規定する期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しなかったときは、国税滞納処分の例により、これを徴収する。

第70条 (両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して第66条及至第68条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第71条 (告 発)

第66条及び第67条の罪は、公正取引委員会の告発がなければ、公訴を提起することができない。

附 則 (1994年12月22日)

① (施行日)

この法律は、1995年4月1日から施行する。

② (出資総額に対する経過措置)

この法律の施行日又はこの法律の施行日から3年以内に大規模企業集団に指定された企業集団に属する会社であって、指定に際して第14条第1項の規定による通知を受けた会社が、通知を受けたとき出資限度額を超過して出資しているときは、第10条第1項の規定の適用については、この法律の施行日から3年間は、通知があった日の出資総額(以下「特例限度額」という)を出資限度額を見なす。ただし、純資産額が増加して、出資限度額が特例限度額を超過するときは、この限りでなく、第14条第3項第2号本文に定める期間より短いときは、これを1年とする。

③ (適用例)

第10条第2項の改正規定は、この法律の施行日以後に取得し又は所有する株式に限り、これを適用する。

(1980年12月31日、86年12月31日、90年1月13日及び92年12月8日の制定・改正時の附則は、省略した。)

2. 独占規制及び公正取引に関する法律施行令

制定	1981年4月1日
改正	1984年7月21日
〃	1987年4月1日
〃	1990年4月14日
〃	1993年2月20日
〃	1995年4月1日

第1章 総則

第1条 (目的)

この施行令は、独占規制及び公正取引に関する法律（以下「法」という）において委任した事項及びその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 (事業の分類等)

- ①法第2条第1号各目の事業の分類は、統計法第11条第1項及び同法施行令第11条第1項第5号の規定に基づき統計庁長が告示する韓国標準産業分類による。
- ②法第2条第1号スにおける「その他大統領令の定める事業」とは、練炭製造業をいう。

第3条 (企業集団の範囲)

法第2条第2号に規定する同一人が事実上その事業内容を支配する会社の基準は、同一人が単独で又は次の各号の1に該当する関係にある者と合わせて当該会社の発行株式（持分を含み、中小企業創業支援法に基づく中小企業創業投資会社が出資した中小企業については同法第370条に規定する議決権のない株式を除く。以下同じ）総額の100分の30以上を所有している会社（最多出資者である場合に限る。最多出資者が合意・契約等により所有株式に対する株主権の行使が制限され、役員任命等当該会社の経営に対して影響力を行使することができないと認められる場合を除外する）又はその他役員任命等により当該会社の経営に対して影響力を行使していると認められる会社とする。

1. 配偶者、8親等以内の血族、4親等以内の姻族。ただし、株式又は財産の

所有関係等に照らして、当該会社の事業内容を支配すると認められない場合は、この限りではない。

2. 同一人及び同一人と第1号又は第5号に規定した関係にある者が、役員の過半数であり、第3号若しくは第4号に規定する会社と合わせて出資金の100分の50以上を出資し、又はそのうち1人が設立者になっている非営利法人、組合又は団体
3. 同一人及び第1号・第2号・第5号に規定した者が、発行株式総数の100分の30以上を所有している会社（最多出資者である場合に限り、最多出資者が合意・契約等により所有株式に対する株主権の行使が制限され、役員任命等当該会社の経営に対して影響力を行使することができないと認められる場合を除外する）又はその他役員任命等により当該会社の経営に対して影響力を行使していると認められる会社
4. 同一人及び第1号及至第3号・第5号に規定した者が発行株式総数の100分の30以上を所有している会社（最多出資者である場合に限り、最多出資者が合意・契約等により所有株式に対する株主権の行使が制限され、役員任命等当該会社の経営に対して影響力を行使することができないと認められる場合を除外する）又はその他役員任命等により当該会社の経営に対して影響力を行使していると認められる会社
5. 同一人及び第2号及至第4号に規定した者の使用人（法人の場合は役員、個人の場合は商業使用人、雇用契約に基づく被備者及び個人の金銭又は財産により生活を維持する者をいう）

第4条（市場支配的事業者の基準等）

- ①法第2条第7号に規定する市場支配的事業者の要件は、最近1年間の国内総供給額が500億ウォン以上の同種又は類似の商品又は役務（以下「商品又は役務」という）を供給する事業者とする。
- ②第1項における「国内総供給額」とは、商品又は役務の総出荷額から輸出額を控除し、輸入額を加算した後、当該商品又は役務に対する間接税を控除した金額をいう。
- ③法第2条第7号における「市場占有率」とは、商品又は役務の国内総供給額において当該事業者の商品又は役務の国内総供給額が占める比率をいう。
- ④法第2条第7号の規定を適用するに当たって、その事業者と法第2条第3号に規定する系列会社関係にある事業者は、1の事業者と見なす。

第2章 市場支配的地位の濫用禁止

第5条 (不当な価格の決定基準)

①法第3条第1項に規定する価格の不当な決定・維持又は変更は、次の各号の1に該当する場合とする。

1. 一定の商品又は役務の価格が、相当期間、需給の変動又はその供給に必要な費用の変動に比べて、正当な理由なく著しく上昇し、又はその下落が僅少な場合。
2. 当該市場支配的事業者が属する業種又は類似の業種における通常の水準に比べて、販売費及び一般管理費を正当な理由なく過大に支出している場合。
3. 削除 (93. 2. 20)

②公正取引委員会は、市場支配的事業者が商品又は役務の価格を不当に決定・維持又は変更したと見るに足る相当な理由があるときは、当該市場支配的事業者に対して次の各号の資料を提出させることができる。

1. 最近2年間の損益計算書・貸借対照表
2. 価格決定のための原価計算資料
3. 原材料及び商品の輸入価格の動向
4. 生産・出荷・価格動向及び取引条件に関する資料
5. 企業会計原則に従った間接費の配分基準及び内容

第6条 (価格調査の依頼)

公正取引委員会は、市場支配的事業者が商品又は役務の価格を不当に決定・維持又は変更したと見るに足る相当な理由があるときは、関係行政機関の長又は物価調査業務を遂行する公共機関に対して商品又は役務の価格に関する調査を依頼することができる。

第7条 (市場支配的事業者の指定・公示)

①公正取引委員会は、法第4条の規定に基づき、毎年、次年度の開始前までに、市場支配的事業者を指定・公示する。

②公正取引委員会は、第1項の規定に基づき市場支配的事業者を指定・公示した後、当該要件に該当する事業者を追加して市場支配的事業者に指定し、公示し、又は当該要件に該当しなくなった事業者を市場支配的事業者の指定から除外し、公示することができる。

③削除 (93. 2. 20)

第8条 (法違反事実の公表に関する協議)

公正取引委員会は、法第5条の規定に基づく法違反事実の公表を命ずるにあ

たつて、当該事業者に対してあらかじめその内容を公正取引委員会と協議させることができる。

第9条（課徴金の算定方法）

①公正取引委員会は、法第6条第3項に規定する売上額は、市場支配的地位の濫用行為と関連した商品又は役務の対価の合計額のうち、次の各号の金額を控除した金額とする。

1. 品質不良、破損等により対価の一部が控除される場合のその控除額
2. 返品がある場合の返品された商品又は役務の対価
3. 販売後に割引がある場合の割引金額
4. その他公正取引委員会が売上額と見なすことができないと認めた金額

②売上額の算定に関するその他必要な事項は、公正取引委員会が定める。

第9条の2（課徴金の納付命令及び徴収手続）

①公正取引委員会は、市場支配的事業者が法第5条の規定に基づく価格引下命令に従わない場合、法第6条第2項に規定する実行期間を課徴金の納付命令日を基準に区分して課徴金を納付するよう命じることができる。

②課徴金の納付通知を受けた事業者は、納付通知を受けた日から60日以内に、公正取引委員会が定める収納期間に課徴金を納付しなければならない。ただし、天災、地変その他やむを得ない事由により、その期間内に課徴金を納付できないときは、その事由が解消した日から30日以内に納付しなければならない。

第10条（課徴金の払戻申請）

①法第6条第7項の規定に基づき課徴金の払戻を受けようとする者は、その損害賠償金を支給する日から30日以内に課徴金払戻申請書に損害賠償を行ったことを証明する書類を添えて公正取引委員会に払戻の申請をしなければならない。

②第1項の払戻額には、滞納処分費用は含まない。

第3章 企業結合の制限及び経済力集中の抑制

第11条（企業結合の制限対象）

①法第7条第1項における「大統領令の定める基準に該当する会社」とは、払込資本金が50億ウォン以上又は総資産が200億ウォン以上の会社をいう。ただし、政府投資機関管理基本法第2条に規定する政府投資機関を除く。

②法第7条第1項における「会社以外の者」とは、個人、非営利法人、組合又は団体をいう。

第12条 (特殊関係人の範囲)

法第7条第1項における「大統領令の定める特殊な関係にある者」とは、次の各号の1に該当する者であつて、会社以外の者をいう。

1. 法第2条第2号に規定する当該会社の事業内容を事実上支配する者
2. 第1号に規定された者及び第3条各号の1に該当する関係にある者

第13条 (産業合理化のための企業結合の要件)

法第7条第1項但書に規定する産業合理化のための企業結合は、次の各号の1の要件に該当する場合に限って行うことができる。

1. 産業活動の能率の増大及び経営の合理化のために産業構造及び組織の改変が不可避である場合
2. 施設投資及び運営に巨額の資金が必要な場合であつて、通常の方法ではその資金の調達が困難である場合
3. 公共の利益のために必要な場合

第14条 (国際競争力強化のための企業結合の要件)

法第7条第1項但書に規定する国際競争力強化のための企業結合は、次の各号の1の要件に該当する場合に限って行うことができる。

1. 技術開発の促進、適正経営規模の確保等により価格及び品質面において著しく国際競争力を向上させる場合。
2. 海外市場において情報収集、販売活動等の企業活動を促進させることにより、輸出増大に著しく寄与する場合。

第15条 (持株会社の範囲)

法第8条に規定する持株会社は、他の会社の事業内容を支配する目的で所有する株式の貸借対照表上の帳簿価格の合計額が当該会社の資産総額の100分の50以上である会社とする。ただし、当該会社の出資規模、出資目的、出資比率等を考慮し、他の会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社ではないと公正取引委員会が認める場合は、この限りではない。

第16条 (外国人投資事業のための持株会社の設立承認等)

①法第8条第2項第2号の規定に基づき、持株会社の設立又は持株会社への転換の承認を受けようとする者は、設立しようとする持株会社の株式を引き受ける前又は持株会社に転換する前に、次の各号の事項を記載した申請書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、法第12条の規定に基づく企業結合の申告をした場合は、この限りではない。

1. 営もうとする外国人投資事業の内容
 2. 株式引受予定者の氏名又は名称（持株会社に転換する場合は、当該会社及び当該会社の株主の名称）
 3. 株式引受予定金額及び引受比率（持株会社に転換する場合は、当該会社株式の株式所有比率）
 4. 株式引受予定者が営む事業内容（持株会社に転換する場合は、転換しようとする当該会社の事業内容）
 5. 持株会社の設立事由（持株会社に転換する場合は、転換事由）
- ②持株会社の設立又は持株会社への転換の承認を得た者は、第1項の申請内容に変更がある場合には、変更事由が発行した日から30日以内に公正取引委員会に変更内容を申告しなければならない。

第17条（大規模企業集団及び債務保証制限大規模企業集団の範囲）

①法第9条第1項に規定する大規模企業集団は、当該企業集団に属する会社の大規模企業集団として指定する直前の事業年度の貸借対照表上の資産総額（金融又は保険業を営む会社の場合は、資本総額又は資本金のうち、大きい方の金額とするとともに、新たに設立された会社であって、直前の事業年度の貸借対照表がない場合は、指定日現在の払込資本金額とする）の合計額の順位が1位から30位までの企業集団のうち、株式所有の分散及び財務構造が優良な企業集団（以下「所有分散優良企業集団」という）を除外した企業集団とする。ただし、資産総額の合計額の順位が1位から30位までの企業集団を定めるに当たっては、次の各号の1に該当する企業集団を除く。

1. 金融及び保険業のみを営む企業集団
 2. 金融及び保険業を営む会社が、法第2条第2号において規定する同一人である場合の企業集団
 3. 政府投資機関管理基本法第2条の規定に基づく政府投資機関が、法第2条第2号において規定する同一人である場合の企業集団
 4. 証券取引法第199条第2項の規定に基づく公共的法人が、法第2条第2号において規定する同一人である場合の企業集団
 5. 当該企業集団に属する会社について会社整理法に基づく裁判所の整理手続開始決定により会社整理手続が進行中である企業集団であって、公正取引委員会が大規模企業集団に指定する必要性がないと認める企業集団
- ②第1項において「所有分散優良企業集団」とは、次の各号の要件を備えた企業集団をいう。
1. 同一人及び同一人と第3条第1号・第2号及び第5号に規定する関係にある者が、当該企業集団に属する会社の払込資本金の合計額の100分の10未満に相当する株式を所有し、かつ、同一人及び同一人と第3条第1号及至

第5号に規定する関係にある者が当該企業集団に属する会社の払込資本金の合計額の100分の20未満に相当する株式を所有すること

2. 当該企業集団に属する会社の自己資本の合計額が資産総額の合計額の100分の20以上であること
3. 当該企業集団に属する上場法人の資本金の合計額が当該企業集団に属する会社の自己資本金の合計額の100分の60以上であること

③第2項に規定する所有分散優良企業集団の要件に該当する企業集団は、所属会社の株式所有及び財務構造の現況等を記載した申請書に申請内容を立証するのに必要な書類を添付して公正取引委員会に提出することができる。

④法第10条の2第1項に規定する債務保証大規模企業集団は、第1項に規定する大規模企業集団とする。

第17条の2（産業の国際競争力強化のための出資要件）

法第10条第1項第5号における「部品生産中小企業との技術協力関係を維持するための出資その他大統領令に定める産業の国際競争力の強化のために必要な場合」とは、次の各号の1に該当する場合をいう。

1. 原料又は部品を生産供給する中小企業との技術指導及び協力関係維持のため、当該中小企業の株式を発行株式総数の100分の10の範囲内において取得又は所有する場合。
2. 国内産業の競争力向上に寄与する技術であって、国内において独自に開発が困難又は外国からの導入が不可避であり、該当技術の共同開発又は導入を目的に設立された会社の株式を当該会社と関連する業種を営む会社が取得又は所有する場合であって、主務部長官が要請する場合。
3. 通商産業部長官が策定した業種専門化誘導施策に基づき、業種を専門化するように選定した企業（以下「主力企業」という）ではない企業のうち、上場法人が同一の企業集団に属する主力企業の新株を取得又は所有する場合と上場法人である主力企業（資産総額順位1位及至5位の企業集団所属会社を除く）が同一の企業集団に属する企業のうち、同一の主力業種を営む企業であって、専業率が100分の70以上である企業の新株を取得又は所有する場合。

第17条の3（社会間接資本施設関連出資の認定申請）

大規模企業集団に属する会社が、法第10条第2項の規定に基づき出資総額制限の排除される株式の取得又は所有であるとの認定を受けようとする場合は、出資内容等を記載した申請書にその内容を立証するのに必要な書類を添付して公正取引委員会に提出することができる。

第17条の4（所有分散優良会社の要件）

①法第10条第3項における「大規模企業集団に属する会社であって、株式所有の分散及び財務構造等大統領令の定める要件に該当する会社」（以下「所有分散優良会社」という）とは、次の各号の要件を備えた会社をいう。

1. 上場法人であって、同一人及び同一人と第3条第1号、第2号及び第5号に規定する関係にある者が、当該会社の発行株式総数の100分の8未満を所有し、かつ、同一人及び同一人と第3条第1号及至第5号に規定する関係にある者が当該会社の発行株式の100分の15未満を所有すること
 2. 自己資本が資産総額の合計額の100分の20以上であること
 3. 主力企業等経済力集中に影響を及ぼすおそれのある企業ではないこと
- ②第1項に規定する所有分散優良会社の要件に該当する会社は、公正取引委員会が定めるところにより、株式所有及び財務構造の現況等を記載した申請書を公正取引委員会に提出することができる。

第17条の5（財務保証制限除外対象の要件）

①法第10条の2第1項第1号における「引き受けられた会社の財務と関連して行う保証」とは、次の各号の1に該当する場合をいう。

1. 株式譲渡又は合併等により引き受けられる会社の引受け時点の財務又は引受けすることになると予想される財務に対して、引受け会社又はその系列会社が行う保証
 2. 引き受けられる会社の財務を分割引受けすることにより引受けする財務に対して、系列会社が行う保証
- ②法第10条の2第1項第3号における「企業の国際競争力強化のために必要な場合その他大統領令の定める場合の財務に対する保証」とは、次の各号の1に該当する場合をいう。

1. 韓国輸出入銀行法第18条第1項第1号及び第2号に規定する資本財その他商品の生産又は技術の提供過程において必要な資金を支援するため、韓国輸出入銀行が行う貸出又はこれと連係して他の国内金融機関が行う貸出に対する保証
2. 海外からの建設及び産業設備工事の遂行、輸出船舶の建造、役務輸出その他公正取引委員会が認める物品輸出と関連して国内金融機関が行う入札保証、契約履行保証、先受金還給保証、留保金還給保証又は納税保証に対する保証
3. 国内の新技術又は導入された技術の企業化及び技術開発のため、施設及び器資材の購入のために国内金融機関から支援を受けた資金に対する保証
4. 引受け引渡条件輸出手形又は支払引渡条件輸出手形の国内金融機関購入及び内国信用状開設に対する保証

第17条の6（国内金融機関の範囲）

法第10条の2第2項第6号における「その他大統領令の定める金融機関」とは、施設貸与業法に規定する施設貸与会社をいう。

第18条（企業結合の申告等）

①法第12条第1項及び法第12条第2項の申告をしようとする者は、申告義務者及び相手方会社の氏名又は名称、払込資本金、資産総額、事業内容及び当該企業結合の内容並びに関連市場の現状等を記載した申請書に、申告内容を立証するのに必要な関連書類を添付して、公正取引委員会に提出しなければならない。

②法第12条第1項第1号・第2号及び同条第2項第1号における「100分の20以上を所有するようになる場合」とは、100分の20未満の所有状態から100分の20以上の所有状態になる場合をいう。

③法第12条第1項第2号及び第3号における「競争関係」とは、同一の需要者に対して商品又は役務を供給し又は供給することができる状態にあることをいう。

④法第12条第1項第2号及び第3号における「原材料依存関係」とは、1の会社が他の会社に対して製品又は役務の原料・部品を供給し、又は供給することができる状態をいう。

⑤法第12条第3項における「株式を所有するようになった日」とは、次の各号に該当する日をいう。

1. 株式会社の株式譲受の場合は、株券を交付された日。ただし、株券が発行されていない場合は、株式売買代金を支払った日をいう。
2. 株式会社の新株を有償で取得する場合は、株式代金の納入期日の次の日。
3. 株式会社以外の会社の持分を譲り受ける場合は、持分の譲受の効力が発生する日。

⑥法第12条第3項における「役員の兼任日」とは、役員が兼任する会社の株主総会又は社員総会において役員の選任が議決された日をいう。

⑦法第12条第4項の規定に基づき申告をした者は、申告後、合併の登記日、営業の譲受日又は会社の設立日までに申告事項に重要な変更がある場合は、その変更事項を申告しなければならない。

⑧法第12条第4項の規定に基づく申告をした者は、合併の登記、営業の譲受又は会社の設立をしたときは、その事実を公正取引委員会に通知しなければならない。

第19条（企業結合の申告代理人の指定等）

①公正取引委員会は、法第12条第6項の規定に基づく代理人を定めるに当たっては、当該企業集団の意見を聞かなければならず、当該企業集団が特定会社を代理人に定めるよう要請した場合は、特別な事由がない限り当該会社を代理人に定め

なければならない。

②公正取引委員会は、第1項の規定に基づき代理人を定めた場合は、その事実を当該代理人に通知しなければならない。

第20条（株式所有状況等の申告）

①法第13条の規定に基づく申告をしようとする者は、毎年4月末までに次の各号の事項を記載した申告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、大規模企業集団に指定された当該年度に当たっては第21条第2項の規定に基づく通知を受けた日から30日以内に申告書を提出しなければならない。

1. 当該会社の名称、資本金及び資産総額等の会社の概要
2. 系列会社及び特殊関係人が所有している当該会社の株式数
3. 当該会社の純資産額、出資限度額及び出資総額

②第1項の申告書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 当該会社の所有株式明細書
2. 系列会社以外の相互出資現況表
3. 当該会社の直前事業年度の営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び公認会計士の監査意見

③大規模企業集団に属する会社は、第13条第1項の規定に基づき、次の各号の1に該当する変動がある場合は、変動があった日から30日以内にその変動内容を記載した申告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、第3号の場合は、第19条に規定する企業結合申告代理人に指定された会社に限るとともに、法第12条の規定に基づき企業結合申告をした場合はこの限りではない。

1. 社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法第2条第3号に規定する第1種施設事業を営むために設立された会社の株式を取得又は所有する場合であると認められた後、その所有現況等に変動がある場合。
2. 所有分散優良会社に選定された後、株式の取得又は有償増資等により第17条の4第1項に規定する要件に重要な変動がある場合。
3. 会社の新設、株式取得等により、第3条に規定する企業集団の範囲に照らして、所属会社の変動がある場合。

第20条の2（財務保証現況の申告）

①法第13条第2項の規定に基づき申告する者は、毎年4月末までに次の各号の事項を記載した申告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

1. 当該会社の名称、資本金、資産総額等の会社の概要
2. 当該会社の自己資本、財務保証限度額、財務保証総額及び被財務保証総額

②第1項の申告書には次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 当該会社の系列会社に対する財務保証明細書

2. 当該会社が系列会社から受けた財務保証明細書

③法第10条の2第2項に規定する国内金融機関は、公正取引委員会に提出する第1項の申告書（第2項の添付書類を含む）が事実と同じであることを確認するときは、公正取引委員会が定める書式により、これを行わなければならない。

第21条（大規模企業集団等の指定）

①公正取引委員会は、法第14条第1項の規定に基づき毎年1回、第17条の基準に該当する企業集団を大規模企業集団として新たに指定し、又は大規模企業集団として指定された企業集団が当該基準に該当しないようになる場合は、これを大規模企業集団の指定から除外しなければならない。

②公正取引委員会は、第1項の規定に基づき大規模企業集団として指定し、又は指定から除外する場合は、直ちにその事実を当該大規模企業集団に属する会社及び法第2条第2号に規定する当該大規模企業集団に属する会社の事業内容を事実上支配する同一人に対して、書面により通知しなければならない。当該大規模企業集団に変動がある場合もまた同じ。

③公正取引委員会は、第1項及び第2項の規定に基づく指定・通知の後、当該大規模企業集団に属する会社に変動がある場合は、毎月1回、同一人及び当該会社に対して変動内容を書面で通知しなければならない。

④第1項及至第3項の規定は、法第14条第1項に基づく財務保証制限大規模企業集団の指定・通知に関してこれを準用する。この場合、「大規模企業集団」は、これを「財務保証制限大規模企業集団」と見なす。

第22条（法違反事実の公表に関する協議規定の準用）

第8条の規定は、法第16条第1項の規定に基づく法違反行為の公表に関してこれを準用する。この場合、第8条のうち「法第5条」は「法第16条第1項」と見なす。

第23条（課徴金規定の準用）

第9条の2第2項の規定は、法第17条第1項及び第2項の規定に基づく課徴金の徴収に関してこれを準用する。

第23条の2（議決権行使禁止株式の指定基準）

公正取引委員会は、法第18条第4項の規定に基づき議決権を行使することができない株式を指定しようとする場合は、次の各号の順序により処分対象金額に該当する株式を指定しなければならない。

1. 法第10条第1項の規定に違反して新たに取得した株式
2. 法違反日現在、最も最近に取得した株式

3. 系列会社の株式

第4章 不当な共同行為の制限

第24条（産業合理化のための共同行為の要件）

法第19条第1項但書の規定に基づく産業合理化のための共同行為の認可は、当該共同行為が次の各号の要件に該当する場合に限り、これを行うことができる。

1. 共同行為による技術向上、品質改善、原価節減及び能率増進等の効果が明白な場合。
2. 共同行為以外の方法では合理化の達成が困難な場合。
3. 競争制限を禁止する効果より産業合理化の効果が大きい場合。

第24条の2（研究・技術開発のための共同行為の要件）

法第19条第1項但書の規定に基づく研究・技術開発のための共同行為の認可は、当該共同行為が次の各号の要件に該当する場合に限り、これを行うことができる。

1. 当該研究・技術開発が産業競争力の強化のために寄与し、その競争的波及効果が大きい場合。
2. 研究・技術開発に必要な投資金額が過大であり、1事業者では調達するのが困難な場合。
3. 研究・技術開発成果の不確実に基づく危険分散のために必要な場合。
4. 競争制限を禁止する効果よりも研究・技術開発の効果が大きい場合。

第25条（不況克服のための共同行為の要件）

法第19条第1項但書の規定に基づく不況克服のための共同行為の認可は、当該行為が次の各号の要件に該当する場合に限り、これを行うことができる。

1. 特定の商品又は役務の需要が相当期間継続して減少し、需要に比べて供給が大きく超過する状態が継続し、その後においてもその状態が継続することが明白な場合。
2. 当該商品又は役務の取引価格が相当期間平均生産費を下回っている場合。
3. 当該事業分野の相当数の企業が不況により事業活動を継続することが困難になるおそれがある場合。
4. 企業の合理化によっては第1号及至第3号の事項を克服できない場合。

第26条（産業構造の調整のための共同行為の要件）

法第19条第1項但書の規定に基づく産業構造の調整のための共同行為の認可

は、当該共同行為が次の各号の要件に該当する場合に限り、これを行うことができる。

1. 国内外の経済与件の変化により特定産業の供給能力が著しく過剰状態にあり、又は生産施設、生産方法の陳腐化により生産能率若しくは国際競争力が著しく低下している場合。
2. 企業の合理化によっては第1号の事項を克服できない場合。
3. 競争制限を禁止する効果よりも産業構造を調整する効果が大きい場合。

第27条（中小企業の競争力向上のための共同行為の要件）

法第19条第1項但書の規定に基づく中小企業の競争力向上のための共同行為の認可は、当該共同行為が次の各号の要件に該当する場合に限り、これを行うことができる。

1. 共同行為による中小企業の品質、技術向上等の生産性向上又は取引条件に関する交渉力の強化の効果が明白な場合。
2. 参加事業者の全部が中小企業である場合。
3. 共同行為以外の方法では、大企業と効率的な競争をし、又は大企業に対抗することが難しい場合。

第28条（取引条件の合理化のための共同行為の要件）

法第19条第1項但書の規定に基づく取引条件の合理化のための共同行為の認可は、当該共同行為が次の各号の要件に該当する場合に限り、これを行うことができる。

1. 取引条件の合理化により生産能率の向上、取引の円滑化及び消費者の便益の増進に明らかに寄与する場合。
2. 取引条件の合理化の内容が、当該事業分野の大部分の事業者により技術的、経済的に可能である場合。
3. 競争制限を禁止する効果よりも取引条件の合理化の効果が大きい場合。

第29条（共同行為の認可の限界）

公正取引委員会は、法第24条及至第28条の規定に係わらず、当該共同行為が次の各号の1に該当する場合には、これを認可してはならない。

1. 当該共同行為の目的を達成するために必要な程度を超える場合。
2. 需要者及び関連事業者の利益を不当に侵害するおそれがある場合。
3. 当該共同行為の参加事業者間において共同行為の内容に不当な差別がある場合。
4. 当該共同行為に参加し、又は脱退することを不当に制限する場合。

第30条（共同行為の認可申請等）

法第19条第1項但書の規定に基づき共同行為の認可を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した申請書を公正取引委員会に提出しなければならない。

1. 参加事業者の数
 2. 参加事業者の名称及び事業所所在地
 3. 代表者と役員住所、氏名
 4. 共同行為をしようとする事由及びその内容
 5. 共同行為をしようとする期間
 6. 参加事業者の事業内容
- ②第1項の申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。
1. 参加事業者の最近2年間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書
 2. 共同行為の協定又は決議書の写し
 3. 共同行為の認可要件に適合することを証明する書類
 4. 第29条の規定に適合することを証明する書類
- ③公正取引委員会が第1項の申請を受けてこれを認可する場合は、当該申請人に認可書を交付しなければならない。
- ④共同行為の認可を受けた者が認可事項を変更しようとするときは、第1項及び第2項の書類のうち、その変更事項と関連した書類に認可証を添付して公正取引委員会に変更申請をしなければならない。

第31条（共同行為の認可申請内容の公示）

①公正取引委員会は、法第20条第2項の規定に基づき共同行為の認可申請又は変更申請の内容を公示する場合は、次の各号の事項を公示内容に含めなければならない。

1. 申請者の名称及び住所
 2. 共同行為の内容
 3. 共同行為をしようとする事由
 4. 共同行為をしようとする期間
 5. 変更申請の場合には、当初の認可内容の変更事項及び事由
- ②第1項の規定に基づく公示を行うに当たっては、その公示期間は30日以内とする。
- ③第1項の公示内容について意見がある利害関係人は、公示期間内に次の各号の事項を記載した意見書を公正取引委員会に提出することができる。
1. 意見陳述人の氏名又は名称及び住所
 2. 意見内容及び意見提出事由
 3. その他の意見陳述に必要な事項

第32条（共同行為の実施状況報告）

①第19条第1項但書の規定に基づき共同行為の認可を受けた事業者（以下「共同行為認可事業者」という）は、公正取引委員会が特別に必要と認める場合を除いて、6カ月ごとに次の各号の事項を記載した報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

1. 参加事業者別の出荷実績
2. 出荷及び流通段階別の価格動向
3. 需給及び施設稼働状況
4. その他公正取引委員会が共同行為の認可時に付帯条件として定める事項

②共同行為認可事業者は、当該共同行為から脱退する事業者がいるときは、遅滞なくその事実を公正取引委員会に申告しなければならない。当該共同行為を廃止した場合もまた同じ。

③共同行為認可事業者は、参加事業者のうち代表者を選定し、第1項の報告及び第2項の申告をさせることができる。この場合は、その事実をあらかじめ公正取引委員会に通報しなければならない。

第33条（法違反事実の公表に関する協議規定の準用）

第8条の規定は、法第21条の規定に基づく法違反事実の公表に関してこれを準用する。この場合、第8条のうち「法第5条」は「法第21条」と見なす。

第34条 削除（95. 4. 1）

第35条（課徴金の規定の準用）

第9条、第9条の2第2項及び第10条の規定は、法第22条第1項の規定に基づく課徴金の徴収に関してこれを準用する。この場合、第9条第1項のうち「法第6条第3項に規定する売上額は、市場支配的地位の濫用行為と関連した商品及び役務」は、「法第22条第1項に規定する売上額は、不当な共同行為と関連した商品及び役務」と見なし、第10条第1項のうち「法第6条第7項」は、「法第22条第3項の規定に基づき準用される法第6条第7項」と見なす。

第5章 不公正取引行為の禁止

第36条（不公正取引行為の指定）

①公正取引委員会が法第23条第2項の規定に基づき不公正取引行為の類型及び基準を指定する場合は、全ての事業分野に共通して適用される不公正取引行為の類

型及び基準と特定事業分野又は特定行為にのみ適用される不正取引行為の類型及び基準を区別して指定することができる。

②第1項の規定による全ての事業分野に共通して適用される不正取引行為の類型及び基準は、全ての事業分野において、通常、発生し又は発生するおそれのある不正取引行為をその指定対象とし、特定事業分野にのみ適用される不正取引行為の類型及び基準は、特定した事業分野において発生し、又は発生するおそれがある不正取引行為をその指定対象とするとともに、特定行為にのみ適用される不正取引行為の類型及び基準は、景品類の提供、割引特別販売行為その他特定の取引行為に随伴する不正取引行為をその指定対象とする。

③公正取引委員会は、第1項の規定に基づく特定事業分野にのみ適用される不正取引行為の類型及び基準を指定しようとする場合は、あらかじめ関係行政機関の長の意見を聞かなければならない。

第37条（公正競争規約）

①公正取引委員会は、法第23条第5項の規定に基づき公正競争規約の審査を要請されたときは、審査の要請を受けた日から60日以内に審査結果を申請人に通報しなければならない。

②公正取引委員会は、必要と認められる場合は、公正競争規約を実施している事業者又は事業者団体に対して、当該規約の実施状況を報告させることができる。

第38条（訂正広告等に関する協議）

公正取引委員会は、法第24条の規定に基づく訂正広告又は違反事実の公表を命ずるに当たって、当該事業者に対して、あらかじめその内容を公正取引委員会と協議させることができる。

第38条の2（課徴金規定の準用）

第9条、第9条の2第2項及び第10条の規定は、法第24条の2の規定に基づく課徴金の賦課に関してこれを準用する。この場合、第9条第1項のうち「法第6条第3項に規定する売上額は、市場支配的地位の濫用行為と関連した商品及び役務」は、「法第24条の2第1項に規定する売上額は、不正取引行為と関連した商品及び役務」と見なし、第10条第1項のうち「法第6条第7項」は、「法第24条の2第3項の規定に基づき準用される法第6条第7項」と見なす。

第6章 事業者団体

第39条（事業者団体の設立申告）

①事業者団体が、法第25条前段の規定に基づきその設立事項の申告をしようとするときは、次の各号の事項を記載した申告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

1. 名称
2. 定款及び事業内容
3. 事業者団体の所在地
4. 代表者及び役員住所、氏名
5. 設立年月日及び設立根拠
6. 構成事業者の数

②第1項の申告書には、法人の登記簿謄本又は主務官庁の団体登録証の写しを添付しなければならない。

③第1項の設立申告をした事業者団体が法第25条後段の規定に基づき申告事項の変更又は解散の申告をしようとするときは、申告事項変更申告書又は解散申告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

④削除 (93. 2. 20)

第40条 (事業者団体の競争制限行為の認可等)

①法第26条第2項の規定に基づき、法第26条第1項第1号に規定した競争制限行為の認可を受けようとする事業者団体は、次の各号の事項を記載した申請書に競争制限行為の必要性を証明する書類を添付して公正取引委員会に提出しなければならない。

1. 競争制限行為をしようとする事由及びその内容
2. 参加事業者の基準及び範囲

②第24条及至第29条、第30条第3項・第4項、第31条及び第32条の規定は、競争制限行為の認可に関してこれを準用する。

第41条 (訂正広告等に関する協議規定の準用)

第38条の規定は、法第27条の規定に基づく訂正広告又は違反事実の公表に関してこれを準用する。この場合、第38条のうち「法第24条」は「法第27条」と、「事業者」は「事業者団体」と見なす。

第42条 (課徴金の規定の準用)

第9条、第9条の2第2項及び第10条の規定は、法第28条の規定に基づく課徴金の賦課に関してこれを準用する。この場合、第9条第1項のうち「法第6条第3項に規定する売上額は、市場支配的地位の濫用行為と関連した商品及び役務」は、「法第26条第1項に基づく課徴金の算定に当たって、売上額は、法第26条第1項第1号の規定に違反する行為と関連した商品及び役務」と見なし、第10条第

1項のうち「法第6条第7項」は、「法第28条第2項の規定に基づき準用される法第6条第7項」と見なす。

第7章 再販売価格維持行為の制限

第43条（再販売価格維持行為が許容される著作物）

法第29条第2項において「大統領の定める著作物」とは、著作権法第2条の著作物をいう。

第44条（再販売価格維持対象商品の指定手続）

①法第29条第3項の規定に基づき再販売価格維持行為のための商品の指定を受けようとする事業者は、次の各号の事項を記載した申請書を公正取引委員会に提出しなければならない。

1. 事業内容
2. 最近1年間の営業実績
3. 対象商品の内容
4. 対象商品の流通経路及び最近1年間の流通段階別の販売価格の動向
5. 対象商品についての販売業者の組織状況
6. 指定申請事由

②前項の申請書には次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 当該商品の再販売価格維持行為が一般消費者の利益を不当に害しないことを証明する書類
2. 法第29条第2項各号の要件に該当することを証明する書類

第45条（再販売価格維持契約の申告）

①法第30条第1項の規定に基づき再販売価格維持契約の申告又は変更申告をしようとする者は、次の各号の事項を記載した申告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

1. 契約相手方の商号、代表者の氏名及び住所
2. 契約相手方の事業概要
3. 契約締結日
4. 契約の内容
5. 対象商品の販売区域を制限しようとする場合には、その内容及び事由

②第1項の申告をした者が当該契約と同じ内容の契約を多数の他の事業者と締結したときは、事業者数及び契約書1通を公正取引委員会に提出することにより、第1項の申告に代えることができる。この場合には、事業者は毎年1月末現在の

契約実施状況を公正取引委員会に報告しなければならない。

第46条（法違反行為の公表に関する協議規定の準用）

第8条の規定は、法第31条の規定に基づく違反事実の公表に関してこれを準用する。この場合、第8条のうち「法第5条」は、「法第31条」と見なす。

第46条の2（課徴金の規定の準用）

第9条、第9条の2第2項及び第10条の規定は、法第31条の2規定に基づく課徴金の賦課に関してこれを準用する。この場合、第9条第1項のうち「法第6条第3項に規定する売上額は、市場支配的地位の濫用行為と関連した商品及び役務」は、「法第31条の2第1項に規定する売上額は、再販売価格維持行為と関連した商品及び役務」と見なし、第10条第1項のうち「法第6条第7項」は、「法第31条の2第3項の規定に基づき準用される法第6条第7項」と見なす。

第8章 国際契約の締結制限

第47条（国際契約の種類）

法第32条第1項において「大統領令の定める国勢的協定又は契約」とは、次の各号の1に該当する国際的協定又は契約（以下「国際契約」という）をいう。

1. 無体財産権契約

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業秘密その他類似の技術に関する権利の実施権又は使用権を導入する契約であって契約期間が3年以上（更新契約の場合、当初契約期間を含む）である契約及び著作権導入契約（書籍・音盤・映像の著作権導入契約を除く）であって契約期間が1年以上である契約

2. 輸入代理店契約

商品の輸入又は役務の導入に関して、継続的な取引を目的とする輸入代理店（物品売渡し確約書発行業の場合を除外する）契約であって契約期間が1年以上である契約

3. 合併投資契約

第48条（国際契約の審査要請）

①国際契約を締結しようとする者であって、法第33条の規定に基づき契約内容に関する審査を要請しようとする者は、公正取引委員会が定めて告示する審査要請書を公正取引委員会に提出しなければならない。

②国際契約を締結した者であって、法第33条の規定に基づき当該契約に関する審

査を要請しようとする者は、当該契約を締結した日から30日以内に公正取引委員会が定めて告示する審査要請書及び当該契約書の写し（翻訳文を含む）を公正取引委員会に提出しなければならない。契約内容を修正・変更したときもまた同じ。

③公正取引委員会は、第1項及び第2項の規定に基づく審査要請を受けたときは、正当な事由がある場合を除いて、審査要請を受けた日から20日以内にその結果を審査要請人に書面で通報しなければならない。

④審査要請人は、審査要請した契約の内容が法第32条第1項の規定に違反していると公正取引委員会から通報を受けたときは、その通報を受けた日から60日以内に関連契約条項を修正し、再度審査を要請することができる。

第49条（課徴金規定の準用）

第9条、第9条の2第2項及び第10条の規定は、法第34条の2に規定する課徴金賦課に関してこれを準用する。この場合、第9条第1項のうち「法第6条第3項に規定する売上額は、市場支配的地位の濫用行為と関連した商品及び役務」は、「法第34条の2第1項に規定する売上額は、不当な国際契約と関連した商品及び役務」と見なし、法第10条1項のうち「法第6条第7項」は、「法第34条の2第3項の規定に基づき準用される法第6条第7項」と見なす。

第9章 公正取引委員会の運営

第50条（会議）

公正取引委員会の委員長は、公正取引委員会の会議を招集し、その議長となる。

第51条（公正取引委員会の規則）

公正取引委員会は、その内部規律及び会議運営等に関する規則を制定することができる。

第52条（地方事務機構の設置）

公正取引委員会は、公正取引機能の地域的事務を処理するために、別に大統領令の定めるところにより地方事務機構を置くことができる。

第53条（委員の手当等）

公正取引委員会の非常任委員に対しては、予算の範囲内において手当及びその他必要な経費を支給することができる。

第10章 調査等の手続

第54条（違反行為の申告方法）

法第49条第2項の規定に基づく申告をしようとする者は、次の各号の事項を記載した書面を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、申告事項が緊急を要する場合、又はやむを得ない場合は、電話又は口頭により申告することができる。

1. 申告者の氏名・住所
2. 被申告者の住所、代表者氏名及び事業内容
3. 被申告者の違反行為の内容
4. その他違反行為の内容を明らかにすることができる事項

第55条（公正取引委員会の調査等）

①公正取引委員会が法第50条第1項第1号の規定に基づき当事者等を出頭させ、意見を聴取しようとする場合は、事件名、相手方の氏名、出頭日時及び場所等の事項を記載した出頭要求書を交付しなければならない。

②法第50条第1項第2号の規定に基づく鑑定人の指定は、事件名、鑑定人の氏名、鑑定期間、鑑定の目的及び内容等の事項を記載した書面により行わなければならない。

③法第50条第1項第3号の規定に基づく原価及び経営状況に関する報告その他必要な資料の提出命令は、提出日時、報告又は提出資料等を記載した書面により行わなければならない。ただし、公正取引委員会の会議に出席した事業者等については口頭により行うことができる。

第56条（所属公務員の調査等）

①法第50条第2項における「指定された場所」とは、事業者若しくは事業者団体の事務所又は事業場及び公正取引委員会の出頭要求書に指定した場所をいう。

②法第50条第3項の規定に基づく資料若しくは物件の提出命令又は提出された資料若しくは物件の領置は、証拠隠滅のおそれがある場合に限る。

第57条（経費の支給）

公正取引委員会が法第50条第1項第1号の規定に基づき利害関係人若しくは参考人の意見を聴取し、又は法第50条第1項第2号の規定に基づき鑑定人を委嘱した場合は、当該人に対して予算の範囲内において必要な経費を支給することができる。ただし、利益関係人又は参考人の事務所又は事業場において意見を聴取す

る場合は、この限りではない。

第58条（是正勧告の手続）

法第51条第1項の規定に基づく是正勧告は、次の各号の事項を明示した書面により行わなければならない。

1. 法違反内容
2. 勧告事項
3. 是正期限
4. 受諾するか否かの通知の期限
5. 受諾を拒否した場合の措置

第58条の2（過怠料の賦課）

①公正取引委員会は、法第69条の2第1項に基づき過怠料を賦課するときは、当該違反行為を調査・確認した後、違反事実、異議方法、異議期間及び過怠料の金額を書面で明示し、これを納付することを過怠料処分対象者に通知しなければならない。

②公正取引委員会は、第1項の規定に基づき過怠料を賦課しようとするときは、10日以上期間を定めて過怠料処分対象者に口頭又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日までに意見陳述がない場合は、意見がないものと見なす。

③公正取引委員会は、過怠料の金額を定めるに当たっては、違反行為の動機及びその結果等を参酌しなければならない。

第59条（施行細則）

この令の施行に関して必要な細部事項は、公正取引委員会が定めて告示する。

附 則（1995年4月1日）

①（施行日）

この施行令は、公布した日から施行する。

②（例外認定手続に関する経過措置）

この施行令の施行当時、第17条第2項第3号の規定に基づき公正取引委員会が例外を認定した手続については従前の規定による。

③（適用例）

第17条の2第3号の改正規定は、この施行令の施行以後に取得又は所有される新株に限ってこれを適用する。

(1981年4月1日, 84年7月21日, 87年4月1日, 90年4月14日及び93年2月20日の制定・改正時の附則は, 省略した。)

3. 不公正取引行為の類型及び基準

制定 1981年5月13日

改定 1986年7月21日

◇ 1990年7月4日

◇ 1993年11月19日

独占規制及び公正取引に関する法律（以下「法」という）第23条第2項並びに同法施行令第36条第1項及び第2項の規定に基づき、全ての事業分野に共通して適用される不公正取引行為の類型及びその基準を次のとおり告示する。

1993年11月19日

公正取引委員会

不公正取引行為の類型及び基準

第1条（取引拒絶）

次の各号の1に該当する行為は、法第23条第1項第1号前段において規定する「不当に取引を拒絶する行為」に該当する。

1.（共同の取引拒絶）

正当な理由なく、自己と競争関係にある他の事業者と共同して特定の事業者に対して取引の開始を拒絶し若しくは継続的な取引関係にある特定の事業者に対して取引を中断し、又は取引する商品若しくは役務の数量若しくは内容を著しく制限する行為

2.（その他の取引拒絶）

不当に、特定の事業者に対して取引の開始を拒絶し若しくは継続的な取引関係における特定の事業者に対して取引を中断し、又は取引する商品若しくは役務の数量若しくは内容を著しく制限する行為

第2条（差別的取扱）

次の各号の1に該当する行為は、法第23条第1項第1号後段において規定する「不当に取引の相手方を差別して取り扱う行為」に該当する。

1.（価格差別）

不当に取引地域又は取引の相手方により著しく有利又は不利な価格で取引する行為

2. (取引条件差別)

不当に特定の事業者に対して数量、品質等の取引条件又は取引内容に関して著しく有利又は不利な取扱いをする行為

3. (系列会社のための差別取扱い)

正当な理由なく、自己の系列会社を有利にさせるため、価格、数量、品質等の取引条件又は取引内容に関して著しく有利又は不利にさせる行為

4. (集团的差別取扱い)

集団で特定の事業者を不当に差別的に取扱い、その事業者の事業活動を著しく有利又は不利にさせる行為

第3条 (競争事業者の排除)

次の各号の1に該当する行為は、法第23条第1項第2号において規定する「不当に競争者を排除するため、取引する行為」に該当する。

1. (継続取引上の不当廉売)

自己の商品又は役務を提供するに当たって、正当な理由なく、その供給に必要な費用より著しく低い対価で継続して供給し、自己又は系列会社の競争事業者を排除するおそれがある行為

2. (長期取引契約上の不当廉売)

長期納入契約、運送契約等、長期間にわたって商品又は役務を取引する契約において、不当に低い対価で契約することにより、自己又は系列会社の競争事業者を排除するおそれがある行為

3. (不当高価買入れ)

不当に商品又は役務を通常の見積価格に比べて高い対価で購入し、自己又は系列会社の競争事業者を排除するおそれがある行為。

第4条 (不当な顧客誘引)

次の各号の1に該当する行為は、法第23条第1項第3号前段において規定する「不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引する行為」に該当する。

1. (不当な利益による顧客誘引)

正常な取引慣行に照らして、不当な又は過大な利益を提供し又は提供することを提起し、競争事業者の顧客を自己と取引するように誘引する行為

2. (偽計による顧客誘引)

第9条の表示・広告以外の方法により、自己が提供する商品又は役務の内容若しくは取引条件その他取引に関する事項に関して、実際より若しくは競争事業者のものより著しく優良若しくは有利であると顧客を誤認させ、又は

競争事業者のものが実際より若しくは自己のものより著しく不良若しくは不利なものと顧客を誤認させ、競争事業者の顧客を自己と取引するように不当に誘引する行為

第5条（取引強制）

次の各号の1に該当する行為は、法第23条第1項第3号後段において規定する「不当に取引を強制する行為」に該当する。

1.（抱き合せ販売）

取引の相手方に対して自己の商品又は役務の供給に併せて、正常な取引慣行に照らして不当に他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させる行為

2.（社員販売）

不当に自己又は系列会社の役職員に対して自己又は系列会社の商品又は役務を購入するように強制する行為

3.（その他の取引強制）

正常な取引慣行に照らして不当な条件等の不利益を取引の相手方に提示し、自己又は自己の指定する事業者と取引するよう強制する行為

第6条（優越的地位の濫用）

次の各号の1に該当する行為は、法第23条第1項第4号において規定する「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する行為」に該当する。

1.（購入強制）

取引の相手方が購入する意思がない商品又は役務を購入するよう強制する行為

2.（利益提供の強要）

取引の相手方に自己のために金銭、物品、役務その他の経済上の利益を提供するよう強要する行為

3.（販売目標の強制）

自己の提供する商品又は役務と関連して、取引の相手方の取引に関する目標を提示し、これを達成するよう強制する行為

4.（不利益の提供）

前三号に該当する行為以外の方法により、取引の相手方に不利益になるよう取引条件を設定若しくは変更し、又はその履行の過程において不利益を与える行為

5.（経営干渉）

取引の相手方の役職員を選任・解任するに当たって、自己の指示若しくは承認を受けさせ、又は取引の相手方の生産品目、施設規模、生産量、取引内

容を制限することにより、経営活動に干渉する行為

第7条（拘束条件付取引）

次の各号の1に該当する行為は、法第23条第1項第5号前段において規定する「取引の相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引する行為」に該当する。

1.（排他条件付取引）

不当に取引の相手方が自己又は系列会社の競争事業者と取引しない条件でその取引の相手方と取引する行為

2.（取引地域・相手方の制限）

事業者が商品又は役務を取引するに当たって、その取引の相手方の取引地域又は取引の相手方を不当に拘束する条件で取引する行為

第8条（事業活動の妨害）

事業者が、取引の相手方の事業活動を甚だしく混乱させる程度に、取引の過程において知ることになった取引の相手方の技術の利用、取引の相手方の人力の不当誘引・採用等、その他の不当な方法で取引の相手方の事業活動を妨害する行為は、法第23条第1項第5号後段において規定する「不当に事業活動を妨害する行為」に該当する。

第9条（不当な表示・広告）

事業者の規模、沿革、生産実績その他の内容又は商品若しくは役務の価格、数量、材料、成分、品質、規格、総量、原産地、製造元、製造方法、効能、その他の内容若しくは取引条件に関して、次の各号の1に該当する内容で表示・広告して、消費者を誤認させるおそれがある行為は、法第23条第1項第6号において規定する「行為又は消費者を欺瞞又は誤認させるおそれがある表示・広告行為（商標の使用を含む）」に該当する。

1.（虚偽・誇張の表示・広告）

自己のもの又は競争事業者のものに関して、虚偽の内容を表示・広告し、又は事実を誇張して、表示・広告する行為

2.（欺瞞的な表示・広告）

事実を隠蔽し又は欺瞞的な方法で消費者を騙し、又は騙すおそれがある表示・広告行為

3.（不当な比較表示・広告）

客観的に認定された根拠なく、自己のものが競争事業者のものに比べて優良又は有利であるとして、又は自己のものを競争事業者のものと比較するに当たって自己のものの有利な部分だけを比較して、表示・広告する行為

4.（誹謗表示・広告）

競争者のものに関して、客観的に認定された根拠のない内容により表示・広告して誹謗し、又は競争事業者のものに関して不利な事実だけを表示・広告し誹謗する行為

附 則

第1条（施行日） この告示は告示した日から施行する。

第2条（廃止告示） この告示の施行と同時に不公正取引行為の類型及び基準（公正取引委員会告示第90-7号）は、これを廃止する。

第3条（経過措置） この告示の施行以前に行われた不公正取引行為については従前の告示（公正取引委員会告示第90-7号）を適用する。

4. 国際契約上の不公正取引行為等の類型及び基準

独占規制及び公正取引に関する法律第32条第2項の規定に基づき、国際契約上の不公正取引行為等の類型及び基準を次のとおり告示する。

1995年3月31日
公正取引委員会

国際契約上の不公正取引行為等の類型及び基準

第1条 (目的)

この告示は、独占規制及び公正取引に関する法律（以下「法」という）第32条第2項の規定に基づき国際契約上の不当な共同行為、不公正取引行為及び再販売価格維持行為（以下「不公正取引行為等」という）の類型及び基準を定めることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

①この告示は、法の施行令第47条に規定した次の各号の国際契約に対して適用する。

1. 無体財産権契約

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業秘密その他これと類似した技術に関する権利の実施権又は使用権を導入する契約であって、契約期間が3年以上（更新契約時は当初の契約期間を含む）の契約と著作権導入契約（書籍、音盤及び映像の著作権導入契約を除く）であって、契約期間が1年以上の契約

2. 輸入代理店契約

商品の輸入又は役務の導入に関して、継続的な取引を目的とする輸入代理店（物品売渡し確約書の発行業の場合を除く）契約であって、契約期間が1年以上の契約

3. 合併投資契約

②この告示において特別に定めない事項については、法第19条、第23条及び第29条の規定を適用する。

第3条（無体財産権契約上の不正取引行為等）

無体財産権契約において不正取引行為等に該当する事項と公正な取引行為に該当する事項は、次の各号の1のとおりである。不正な場合に該当するか否かは、その内容のみならず、競争に及ぼす効果、契約期間、関連市場の状況等を総合的に考慮して決定する。

1. 原材料、部品、設備、関連製品等（以下「部品等」という）の購入先制限
 - ア. 不正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 無体財産権提供者（以下「提供者」という）が、無体財産権導入者（以下「導入者」という）に契約製品の部品等を提供者又は提供者の指定する者から購入させる場合
 - イ. 公正な場合に該当する事項
 - 提供者が契約製品の品質又は性能等の保証のため、不可避免的に導入者に契約製品の部品等を提供者又は提供者の指定する者から購入させる場合
 - 導入者の要請により提供者又は提供者の指定する者が契約製品の部品等を導入者に供給する場合
2. 販売地域等の制限
 - ア. 不正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 提供者が導入者に提供者の事前の同意若しくは承認を受けさせて契約製品を輸出させ、又は提供者が導入者の輸出可能若しくは輸出禁止対象国を指定し、若しくは提供者が導入者の輸出を完全に禁止し、輸出量若しくは輸出金額を制限する場合
 - 市場を分割する目的で提供者が導入者の国内販売地域を制限する場合
 - イ. 公正な場合に該当する事項
 - 提供者の契約締結当時の既得権地域（当該無体財産権登録地域、契約製品についての経常的販売活動地域、第三者に当該無体財産権の独占実施権を供与した地域）への導入者の輸出について、提供者が制限し、又は提供者の事前の同意若しくは承認を受けさせる場合
 - 導入者が契約製品を輸出する場合には、導入者に提供者と事前に協議させる場合
 - 提供者が提供者の国内法により契約製品の輸出が禁止された地域への導入者の輸出を禁止する場合
3. 取引の相手方の制限及び取引数量の制限
 - ア. 不正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 提供者が導入者に提供者若しくは提供者の指定する者を通じて契約製品を販売させ、又は提供者が導入者の販売（再販売）可能相手方若しくは禁止相手方を指定する場合
 - 提供者が契約製品の製造・販売量の上限を設定し、導入者にそれ以上製

造・販売させないようにする場合

- 提供者が契約製品の最少製造・販売目標量又は金額を設定し、導入者がこれを達成できない場合は、提供者が一方的に契約を解約する場合

イ. 公正な場合に該当する事項

- 提供者が契約製品の最少製造・販売目標量又は金額を設定し、強制しない場合
- 独占契約であって、提供者が契約製品の最少製造・販売目標量又は金額を設定し、導入者がこれを達成できない場合は、提供者が非独占契約に転換する場合

4. 取引方式の制限及び販売（再販売）

ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- 提供者が一定の取引方式を指定する場合
- 提供者が契約製品の販売価格又は再販売価格を指定する場合

イ. 公正な場合に該当する事項

- 独占契約であって、提供者が契約製品の最高販売価格を指定する場合

5. 競争技術（製品、業種）（以下「競争製品」という）の使用又は取扱い（以下「取扱い」という）の制限

ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- 提供者が導入者に契約期間中又は契約終了後に契約技術（製品、業種）と類似の又は代替可能な競争製品を取り扱えないようにする場合
- 提供者が導入者に提供者の事前同意又は承認を受けて、契約期間中に競争製品を取り扱わせる場合

イ. 公正な場合に該当する事項

- 導入者が契約期間中に競争製品を取り扱う場合には、提供者と事前に協議させる場合

6. 特許権等の権利消滅後の使用制限

ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- 契約技術（製品）の特許権等の権利が消滅した後又は導入者の帰責事由によらないで営業秘密が公知の事実になった後、導入者が特許権等を使用するに当たって、提供者が導入者に技術料を出させ、又は当該技術を使用させないようにする場合

7. 契約製品以外の製品に対する技術料の賦課及び一括技術導入

ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- 契約技術を使用しない製品についても提供者が導入者に技術料を支払わせる場合
- 提供者が導入者に契約技術の実施のために直接的に必要な技術を導入させる場合

8. 技術改良の制限及び研究開発の制限

ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- 提供者が導入者に契約技術（製品）と関連のある技術改良をさせないようにする場合
- 提供者が導入者に提供者の事前同意又は承認を受けさせ、契約技術（製品）と関連のある技術改良をさせる場合
- 提供者が導入者に導入者単独で又は第三者と共同で契約技術（製品）と関連のある研究開発をさせないようにする場合

イ. 公正な場合に該当する事項

- 導入者が契約技術（製品）と関連のある技術改良をする場合には、導入者に提供者と事前に協議させる場合

9. 技術改良の移転

ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- 契約技術（製品）に関連して導入者が獲得した改良技術（製品）について、導入者から提供者に対価なく所有権又は独占（非独占）実施権を与えさせる場合
- 契約技術（製品）に関連して導入者が獲得した改良技術（製品）について、導入者から提供者に一方的に報告又は通知させる場合

イ. 公正な場合に該当する事項

- 契約技術（製品）に関連して導入者が獲得した改良技術（製品）について、改良に必要な技術開発費及び予想収益を含んだ対価を受け、提供者に共同所有権又は独占（非独占）実施権を与える場合
- 契約技術（製品）に関連して契約当事者がそれぞれ獲得した改良技術（製品）について、契約の相手方に報告若しくは通知し、又は相互対等な条件で独占（非独占）実施権を与える場合
- 導入者が契約技術（製品）に関連して獲得した技術改良について、提供者が、契約技術（製品）の製品又は性能等の保証のため、不可避免的に導入者が改良技術を使用又は実施する前に、導入者に報告又は通知させる場合

10. 広告・宣伝費等の賦課

ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- 提供者が契約製品に対する広告・宣伝費等の販売促進費の規模を過大に定めて導入者に支出させる場合

11. 技術料の算定及び最少技術料の賦課

ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項

- 技術料の算定方式が契約書に明示されておらず、提供者が技術提供料の算定方式を一方的に決定する場合

イ. 公正な場合に該当する事項

○提供者が導入者に一定額の最少技術料を賦課する場合

12. 契約の解約又は紛争時の規定

ア. 不正な場合に該当するおそれが強い事項

○契約の解約又は紛争についての仲裁規則、仲裁機関、適用法等が、契約当事者の一方に不利に規定される場合

○技術料の支給不能以外の事由を原因として、提供者が適切な猶予期間を付与しないで、一方的に契約を解除することができる場合

13. 不爭義務の賦課

ア. 不正な場合に該当するおそれが強い事項

○第三者が契約技術の有効性又は公知性の有無を争う場合、提供者が契約を解約できる場合

第4条（輸入代理店契約上の不正取引行為等）

輸入代理店契約において不正取引行為等に該当する事項と公正な取引行為に該当する事項は、次の各号の1のとおりである。不正な場合に該当するかどうかは、その内容のみならず、競争に及ぼす効果、契約期間、関連市場の状況等を総合的に考慮して決定する。

1. 部品等の購入先制限

ア. 不正な場合に該当するおそれが強い事項

○外国事業者が国内事業者に契約製品の部品等を外国事業者又は外国事業者の指定する者から購入させる場合

イ. 公正な場合に該当する事項

○外国事業者が契約製品の品質又は性能等の保証のため不可避免的に国内事業者に契約製品の部品等を外国事業者又は外国事業者の指定する者から購入させる場合

○国内事業者の要請により、外国事業者又は外国事業者の指定する者が契約製品の部品等を国内事業者に供給する場合

2. 国内販売地域の制限、取引の相手方の制限及び取引数量の制限

ア. 不正な場合に該当するおそれが強い事項

○市場を分割する目的で外国事業者が国内事業者の国内販売地域を制限する場合

○外国事業者が国内事業者に外国事業者の指定する者を通じて契約製品を販売させ、又は外国事業者が国内事業者の販売（再販売）可能又は禁止の相手方を指定する場合

○外国事業者が契約製品の最高販売量を設定し、国内事業者に販売できないようにする場合

- 外国事業者が契約製品の最少販売目標数量又は金額を設定し、国内事業者がこれを達成できない場合、外国事業者が一方的に契約を解除できる場合
- イ. 公正な場合に該当する事項
 - 外国事業者が契約製品の最少販売目標数量又は金額を設定し、強制しない場合
 - 独占契約であって、外国事業者が契約製品の最少販売目標数量又は金額を設定し、国内事業者がこれを達成できない場合、外国事業者が非独占契約に転換する場合
- 3. 取引方式の制限及び販売（再販売）価格の指定
 - ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 外国事業者が一定の取引方式を指定する場合
 - 外国事業者が契約製品の販売価格（再販売価格）を指定する場合
- 4. 競争品の取扱い制限
 - ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 非独占契約であって、外国事業者が国内事業者に契約期間において競争品の取扱いをできないようにする場合（外国事業者の事前同意又は承認を受けて国内事業者に競争品を取り扱わせる場合を含む）
 - 外国事業者が国内事業者に契約が終了した後競争製品を取り扱えないようにする場合
 - イ. 公正な場合に該当する事項
 - 国内事業者が契約期間において競争品を取り扱う場合には外国事業者に事前協議させる場合
- 5. 広告・宣伝費等の賦課
 - ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 外国事業者が契約製品に対する広告・宣伝費等の販売促進費の規模を過大に定め、国内事業者に支出させる場合
- 6. 契約の解約又は紛争時の規定
 - ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 契約の解約又は紛争についての仲裁規則、仲裁機関、適用法等が、契約当事者の一方に不利に規定される場合

第5条（合併投資契約上の不正取引行為等）

合併投資契約において不正取引行為等に該当する事項と公正な取引行為に該当する事項は、次の各号の1のとおりである。不公正な場合に該当するかどうかは、その内容のみならず、競争に及ぼす効果、関連市場の状況等を総合的に考慮して決定する。

1. 部品等の購入先制限
 - ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 外国投資家が合弁投資会社に部品等を外国投資家又は外国投資家の指定する者から購入させる場合
 - イ. 公正な場合に該当する事項
 - 外国投資家が契約製品の品質又は性能等の保証のため不可避免的に合弁投資会社に部品等を外国投資家又は外国投資家の指定する者から購入させる場合
 - 合弁投資会社の要請により、外国投資家又は外国投資家の指定する者が契約製品の部品等を合弁投資会社に供給する場合
2. 販売地域の制限
 - ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 合弁投資会社が生産した製品について外国投資家がすでに経常的な販売活動をし、又は第三者に独占的販売権を付与した地域以外の地域について、外国投資家が合弁投資会社の輸出を禁止し、又は外国投資家の事前同意若しくは承認を受けさせる場合
3. 取引の相手方の制限
 - ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 外国投資家が合弁投資会社に外国投資家又は外国投資家の指定する者を通じて製品を輸出させる場合
 - イ. 公正な場合に該当する事項
 - 合弁投資会社が生産した製品を外国投資家又は外国投資家の指定する者が国際的に妥当な価格及び条件で適期に引き受ける場合
6. 契約の解約又は紛争時の規定
 - ア. 不公正な場合に該当するおそれが強い事項
 - 契約の解約又は紛争についての仲裁規則、仲裁機関、適用法等が、契約当事者の一方に不利に規定される場合

附 則

第1条 (施行日) この告示は、1995年4月1日から施行する。

第2条 (廃止告示) この告示の施行と同時に、国際契約上の不公正取引行為等の類型及び基準（公正取引委員会告示第1993—6号）は、これを廃止する。

5. 下請取引の公正化に関する法律

制定 1984年12月31日
改正 1992年12月 8日
◇ 1994年12月22日

第1条 (目的)

この法律は、公正な下請取引秩序を確立し、親事業者と下請事業者が対等な立場で相互補完的に均衡して発展できるようにすることによって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

①この法律において「下請取引」とは、親事業者が下請事業者に対し製造委託(加工委託を含む。以下同じ)、修理委託若しくは建設委託し、又は親事業者が他の事業者から製造委託、修理委託若しくは建設委託されたものを下請事業者に対し再び委託し、これを委託(以下「製造等の委託」という)された下請事業者が、委託されたもの(以下「目的物」という)を製造、修理、又は施工し、これを親事業者に対し納品又は引渡し(以下「納品」という)、その代金(以下「下請代金」という)を受領する行為をいう。②この法律において「親事業者」とは、次の各号の1に該当する者をいう。

1. 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する者をいい、中小企業協同組合法に基づく中小企業協同組合を含む。以下同じ)でない事業者であつて、中小企業者に製造等の委託を行う者。
2. 中小企業者のうち、直前の事業年度の年間売上高(関係法律によって請負限度額の適用を受ける取引の場合は当該年度の請負限度額の合計額を、また、年間売上高又は請負限度額がない場合は資産総額をいう。以下、この号において同じ)又は常時雇用従業員数が、製造等の委託を受けた他の中小企業者の年間売上高又は常時雇用従業員数の2倍を超える中小企業者であつて、当該他の中小企業者に対して製造等の委託を行う者。ただし、大統領令の定める年間売上高又は常時雇用従業員数等に該当する中小企業者を除く。

③この法律において「下請事業者」とは、第2項各号に規定する親事業者から製造等の委託を受けた中小企業者をいう。

④事業者が独占規制及び公正取引に関する法律第2条第3号に規定する系列会社

に製造等の委託を行い、当該系列会社が委託を受けた製造、修理又は施工行為の全部若しくは相当部分を第三者に対し再委託する場合は、当該系列会社が第2項各号の1の親事業者に該当しなくても、その第三者が、当該系列会社に対し委託した事業者から直接製造等の委託を受けたと仮定すると、前項の下請事業者に該当するならば、当該系列会社と第三者は、それぞれこの法律に定める親事業者と下請事業者と見なす。

⑤独占規制及び公正取引に関する法律第9条第1項の規定に基づく大規模企業集団に属する会社が製造等の委託を行い又は受ける場合は、次の各号の規定による。

1. 製造等の委託を行った会社が第2項各号の1に該当しなくても、この法に基づく親事業者と見なす。
2. 製造等の委託を受けた会社が第3項に該当しても、この法に基づく下請事業者と見なさない。

⑥この法律において「製造委託」とは、次の各号の1に該当する行為を業として行う事業者がその業とする物品の製造を他の事業者に委託することをいう。この場合、その業とする物品の範囲は、公正取引委員会が定めて告示する。

1. 物品の製造（ソフトウェア開発促進法第2条第2項に規定するソフトウェアの開発、エンジニアリング技術振興法第2条に規定するエンジニアリング活動及び建築士法第2条第3号に規定する設計を含む。以下同じ）
2. 物品の販売
3. 物品の修理
4. 建設

⑦この法律において「修理委託」とは、事業者が物品の修理を請け負うことを業とし、又は自己の使用する物品に係わる修理を業として行う場合に、その修理行為の全部若しくは一部を他の事業者に委託することをいう。

⑧この法律において「建設委託」とは、次の各号の1に該当する事業者（以下「建設業者」という。）がその業とする建設工事の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

1. 建設業法第2条第3号に規定する建設業者
2. 電気工事業法第2条第3号に規定する工事業業者
3. 電気通信工事業法第2条第4号に規定する工事業業者
4. 消防法第52条第1項第2号に既定する消防施設工事業の免許を受けた者
5. その他大統領令の定める事業者

第3条（書面の交付及び書類の保存）

①親事業者は、下請事業者に製造等の委託を行う場合には、一定の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

②前項の書面には、下請代金及びその支払方法等大統領令で定める事項を記載し、

親事業者と下請事業者が記名捺印しなければならない。

③親事業者及び下請事業者は、大統領令で定めるところにより下請取引に関する書類を保存しなければならない。

第3条の2（標準下請契約書の作成及び使用）

公正取引委員会は、その法の適用対象となる事業者又は事業者団体に標準下請契約書の作成及び使用を勧奨することができる。

第4条（不当な下請代金の決定禁止）

①親事業者は、下請事業者に製造等の委託を行う場合、不当な方法を用いて当該目的物と同種又は類似するものに対して通常支払う代金に比し著しく低い水準で下請代金を決定（以下「不当な下請代金の決定」という）し、下請を受けるよう強要してはならない。

②次の各号の1に該当する親事業者の行為は、前項に規定する不当な下請代金の決定と見なす。

1. 正当な理由なく、一律の比率で単価を引き下げ、下請代金を決定する行為
2. 協力要請等名目の如何にかかわらず、一方的に一定金額を割り当てた後、当該金額を減じて下請代金を決定する行為
3. 正当な理由なく、特定の下請事業者を差別して取り扱い、下請代金を決定する行為
4. 下請事業者に発注量等の取引条件について錯誤させ、又は他の事業者の見積若しくは虚偽の見積を提示する等の方法によって下請事業者を欺瞞し、これを利用して下請代金を決定する行為
5. 親事業者が一方的に不当に低い単価により下請代金を決定する行為

第5条（物品等の購入強制の禁止）

親事業者は、下請事業者に製造等の委託を行う場合、当該目的物の品質の維持、改善その他正当な事由がある場合を除き、自己の指定する物品、装備等を下請事業者に購入又は使用するよう強要してはならない。

第6条（先払金の支払）

①下請事業者に対し製造等の委託を行った親事業者は、発注者から先払金を受けるときは、下請事業者が製造、修理又は施工に着手できるよう、当該親事業者が受ける先払金の内容及び比率に従い、先払金の支払を受けた日（製造等の委託を行う前に先払金を受けた場合は製造等の委託を行った日）から15日以内に先払金を下請事業者に支払わなければならない。

②親事業者が発注者から受けた先払金を前項に規定する期限を超えて支払う場合

は、その超えた期間に対して利子制限法に定める最高利子率による利子を支払わなければならない。

第7条（内国信用状の開設）

親事業者は、輸出する物品を下請事業者に製造委託する場合には、正当な事由がある場合を除き、委託した日から15日以内に内国信用状を下請事業者に開設しなければならない。ただし、信用状による輸出に当たって、親事業者がもとなる信用状を受ける前に製造委託する場合は、もとなる信用状を受けた日から15日以内に国内信用状を開設してやらなければならない。

第8条（不当な受領拒否の禁止及び受領証の交付）

- ①親事業者は製造等の委託を任意に取消若しくは変更し、又は目的物の納品の受領若しくは引取りを拒否若しくは遅延してはならない。ただし、下請事業者の責に帰す事由がある場合はこの限りではない。
- ②親事業者は、目的物の納品があるときは、当該目的物に対する検査の前であっても直ちに（前条の規定により内国信用状を開設する場合は、検査完了後直ちに）受領証明書を下請事業者に交付しなければならない。ただし、建設委託の場合は、検査の終了後直ちに当該目的物を引き取らなければならない。
- ③第1項において「受領」とは、下請事業者が納品する目的物を受け取り、事実上、親事業者の支配下に置かれることをいう。ただし、移転が困難な目的物の場合は、検査を開始したときを受領したときと見なす。

第9条（検査の基準、方法及び時期）

- ①下請事業者が納品又は引き渡した目的物に対する検査の基準及び方法は、親事業者と下請事業者が協議して定め、それは、客観的に公正かつ妥当なものでなければならない。
- ②親事業者は、正当な事由がある場合を除き、下請事業者から目的物を受領した日（建設委託の場合は下請事業者から施工完了の通知を受けた日）から10日以内に検査結果を下請事業者に対して書面で通知しなければならない。この期間内に通知しなかった場合は、検査に合格したものと見なす。

第10条（不当返品 of 禁止）

- ①親事業者は、下請業者から目的物を受領し、又は引き取ったときは、下請事業者の責に帰す事由がないにもかかわらず、これを下請事業者に返品（以下「不当返品」という）してはならない。
- ②次の各号の1に該当する親事業者の行為は前項に規定する不当返品と見なす。
 1. 取引の相手方からの発注取消又は経済状況の変動等を理由に、目的物を返

品する行為

2. 検査の基準及び方法を不明確に定めて目的物を不当に不合格と判定し、これを返品する行為
3. 親事業者が供給した原材料の品質不良によって目的物が不合格品として判定されたにもかかわらず、これを返品する行為
4. 親事業者の原材料供給遅延によって納期の遅延があったにもかかわらず、これを理由に目的物を返品する行為

第11条 (不当減額の禁止)

①親事業者は、下請事業者の責に帰す事由がないにもかかわらず、製造等の委託を行うときに定めた下請代金を不当に減額（以下「不当減額」という）してはならない。

②次の各号の1に該当する親事業者の行為は前項に規定する不当減額と見なす。

1. 委託するときには下請代金を減額する条件等を明示せず、委託の後で協力要請又は取引先からの発注取消、経済状況の変動等の不合理な理由により下請代金を減額する行為
2. 下請事業者と単価引下げに関する合意が成立した場合、当該合意の成立前に委託した部分についても一方的にこれを遡及適用する方法により下請代金を減額する行為
3. 下請代金を現金で、又は支払期日前に支払うことを理由に過多に下請代金を減額する行為
4. 親事業者において発生する損害に実質的な影響を及ぼさない軽微な下請事業者の過失を理由に一方的に下請代金を減額する行為
5. 目的物の製造、修理若しくは施工に必要な物品等を自己から購入させ、又は自己の装備等を使用させる場合、適正な購入代金若しくは使用料金以上の金額を下請代金から控除する行為

第12条 (物品購入代金等の不当決済請求の禁止)

親事業者は、下請事業者に目的物の製造、修理若しくは施工に必要な物品等を自己から購入させ、又は自己の装備等を使用させる場合において、正当な理由なく、当該目的物に係わる下請代金の支払期日より前に購入代金若しくは使用料金の全部若しくは一部を支払わせ、又は自己が購入、使用又は第三者に供給する条件より著しく不利な条件で支払わせてはならない。

第13条 (下請代金の支払等)

①親事業者は、下請事業者に製造等の委託を行う場合は、目的物の受領日（建設委託の場合は引取日）を、また、納品がひんばんに行われ、親事業者と下請事業者

が月1回以上税金計算書の発行日を定めた場合は、その定めた日をいう。以下同じ)から60日以内の可能な短い期限で定めた支払期日までに下請代金を支払わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

1. 親事業者と下請事業者が対等な立場で支払期日を定めたことと認定される場合
2. 当該業種の特殊性及び経済与件に照らして、その支払期日が正当であると認定される場合

②下請代金の支払期日が定められていなかった場合は、目的物の受領日を、また、目的物の受領日から60日を超えて下請代金の支払期日を定めた場合(前項但書に該当する場合を除く)は、目的物の受領日から60日目に当たる日をそれぞれ下請代金の支払期日と見なす。

③親事業者が建設委託する場合、親事業者は、発注者(再下請の場合は親事業者)から竣工金を受けるときは下請代金を、また、既成金を受けるときは下請業者が施工した分に相当する金額を、その支払を受けた日から15日(下請代金の支払期日がそれ以前に到来する場合は支払期日)以内に下請事業者に支払うものとする。

④親事業者が下請代金を手形で支払う場合、当該手形は法律に基づき設立された金融機関において割引引くことが可能でなければならない、手形を交付した日から手形の満期日までの期間に係わる割引料を手形を交付する日に下請事業者に支払わなければならない。ただし、目的物の受領日から60日(第1項但書により支払期日が定められたときはその支払期日)を、また、発注者から竣工金又は既成金を受けたときは前項において定めた期日をいう。以下、本条において同じ)以内に手形を交付する場合は、目的物の受領日から60日を超える日以後満期日までの期間に係わる割引料を目的物の受領日から60日以内に下請事業者に支払わなければならない。

⑤親事業者は、下請代金を目的物の受領日から60日を超えて支払う場合は、その超過期間について利子制限法に定める最高利子率による利子を支払わなければならない。

⑥第4項において適用する割引率は市中銀行において適用される商業手形割引率を参酌して公正取引委員会が定めて告示する。

第14条 (下請代金の直接支払)

発注者は、下請事業者が製造、修理、又は施工する分に該当する下請代金を大統領令の定めるところにより直接下請事業者に対して支払うことができる。この場合において、発注者の親事業者に対する代金支払債務と親事業者の下請事業者に対する下請代金支払債務は、その支払のあった限度において消滅したものと見なす。

第15条（関税等還付額の支払）

- ①親事業者は、輸出する物品を下請事業者に対し製造委託する場合、輸出用原材料に対する関税等の還付に関する特例法に基づき関税等の還付を受けるときは、これを受けた日から15日以内に、受けた内容に応じてこれを下請事業者を支払わなければならない。
- ②前項の規定にかかわらず下請事業者に対する関税等の還付相当額の支払は、下請事業者の責に帰す事由がない場合に限り、目的物の受領日から60日を超えることができない。
- ③親事業者が関税等の還付相当額を前2項の規定において定める期限を超えて支払う場合は、その超過期間について利息制限法において定める最高利率による利子を支払わなければならない。

第16条（設計変更等による下請代金の調整）

- ①親事業者は、製造等の委託を行った後で発注者から設計の変更又は経済状況の変動等の理由により追加金額の支払を受ける場合において、同一の事由により目的物の完成に追加費用が必要となるときは、親事業者が受けた追加金額の内容と比率に応じて下請代金を増額しなければならず、発注者から減額を受けた場合には、その内容と比率に応じて減額することができる。
- ②前項の規定による下請代金の増額又は減額は親事業者が発注者から増額又は減額を受けた日から30日以内に行わなければならない。

第17条（不当な代物弁済の禁止）

親事業者は、下請事業者の意思に反して下請代金を物品で支払ってはならない。

第18条（不当な経営干渉の禁止）

親事業者は、下請取引量を調節する方法等を用いて、下請事業者の経営に干渉してはならない。

第19条（報復措置の禁止）

親事業者は、自己がこの法律に違反したことを下請事業者が関係機関に申告したことを理由に、当該下請事業者に対して、発注機会の制限、取引の停止その他不利益を与える行為をしてはならない。

第20条（脱法行為の禁止）

親事業者は、下請取引に関連して迂回的な方法により実質的にこの法律の適用を免脱しようとする行為をしてはならない。

第21条（下請事業者の遵守事項）

- ①下請事業者は、親事業者から製造等の委託を受けた場合は、その委託の内容を信義にのっとり誠実に履行しなければならない。
- ②下請事業者は、親事業者のこの法律に違反する行為に協力してはならない。
- ③下請事業者は、この法律による申告をする場合は、証拠書類等を公正取引委員会に対して迅速に提出しなければならない。

第22条（違反行為の申告等）

- ①何人もこの法律に違反する事実があると認めるときは、その事実を公正取引委員会に申告することができる。
- ②公正取引委員会は、前項の規定による申告があり、又はこの法律に違反する事実があると認めるときは、必要な調査をすることができる。
- ③下請事業者から親事業者の法違反行為に関する申告が公正取引委員会に受け付けられ、公正取引委員会がこの事実を親事業者に通知したときは、民法第174条に基づく催告があったものと見なす。ただし、申告された事件が却下、棄却又は取り下げられた場合は、この限りではない。

第23条（調査対象取引の制限）

前条第2項に規定される公正取引委員会の調査対象となる下請取引は、その取引が終了した日から3年を経過していないものに限る。ただし、取引が終了した日から3年以内に申告された下請取引の場合は、取引が終了した日から3年を経過した場合にも調査を開始することができる。

第24条（下請紛争調停協議会）

- ①大統領令の定める事業者団体は、下請紛争調停協議会（以下「協議会」という）を設置しなければならない。
- ②協議会は、公正取引委員会が要請する親事業者と下請事業者の間の下請取引に関する紛争について事実を確認し、又はこれを調停する。
- ③協議会は、紛争が調停された場合はその結果を、また、調停が成立しなかった場合はその経緯を、遅滞なく公正取引委員会に報告しなければならない。
- ④協議会の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第25条（是正措置）

- ①公正取引委員会は、第3条及至第13条及び第15条及至第20条の規定に違反した親事業者に対して当該違反行為の是正に必要な措置を勧告又は命令することができる。
- ②前条第2項の規定に基づく協議会の調停が成立した場合は、特別な事由がない

限り、協議会が調停したことを、公正取引委員会が前項の規定に基づく是正に必要な措置をしたものと見なす。

③削除 (90.1.13)

④公正取引委員会は、第1項の規定に基づき是正命令(第2項の規定に基づく是正命令を除く。以下、この項において同じ)をした場合は、是正命令を受けた事業者に対して是正命令を受けた事実を公表することを命じることができる。

第26条 (関係行政機関の長の協力)

①公正取引委員会は、この法律の施行のため必要と認めるときは、関係行政機関の長の意見を聴き、又は関係行政機関の長に対して調査に当たる人員の支援その他必要な協力を要請することができる。

②公正取引委員会は関係行政機関の長に対して、この法律の規定に常習的に違反している親事業者又は下請事業者に対する入札参加資格の制限、建設業法第50条第1項第5号の規定に基づく営業の停止その他下請取引の公正化のための必要な措置をとるよう要請することができる。

第27条 (独占規制及び公正取引に関する法律の準用)

①この法律に基づく公正取引委員会の審議、議決に関しては独占規制及び公正取引に関する法律第42条及至第45条及び第52条の規定を、また、この法律に基づく公正取引委員会の処分に対する異議の申立て、訴えの提起及び不服の訴えの専属管轄に関しては、同法第53条及至第55条の規定をそれぞれ準用する。

②この法律の違反行為に対する公正取引委員会の調査、意見聴取及び是正勧告等に関しては、独占規制及び公正取引に関する法律第50条及び第51条の規定を準用する。

③この法律による職務に従事し、若しくは従事した公正取引委員会の委員、公務員又は協議会において下請取引に関する紛争の調停業務を担当し、若しくは担当した者については独占規制及び公正取引に関する法律第62条の規定を準用する。

第28条 (独占規制及び公正取引に関する法律との関係)

下請取引に関し、この法律の適用を受ける事項については独占規制及び公正取引に関する法律第23条第1項第4号の規定を適用しない。

第29条 (罰則)

第27条第3項の規定に違反した者は2年以下の懲役又は200万ウォン以下の罰金に処する。

第30条（罰則）

①次の各号の1に該当する者は、下請事業者に製造等の委託を行った下請代金又は親事業者から製造等の委託を受けた下請代金の2倍に相当する金額以下の罰金に処する。

1. 第3条第1項及び第2項の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した親事業者
2. 第3条第3項の規定に違反して書類を保存せず、又は虚偽の書類を作成し、保存した親事業者又は下請事業者
3. 第4条及至第13条の規定に違反した者
4. 第15条及至第17条の規定に違反した者

②次の各号の1に該当する者は、1億5000万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第18条及至第20条の規定に違反した者
2. 第25条第1項、第2項又は第4項の規定に基づく命令に従わなかった者

③第27条第2項の規定により準用される独占規制及び公正取引に関する法律第50条第1項第2号の規定に違反して虚偽の鑑定をした者は、3000万ウォン以下の罰金に処する

第30条の2（過怠料）

①次の各号の1に該当する者は3000万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第27条第2項の規定に基づき準用される独占規制及び公正取引に関する法律第50条第1項第1号の規定に違反して正当な事由なく出席しなかった者
2. 第27条第2項の規定に基づき準用される独占規制及び公正取引に関する法律第50条第1項第3号又は第3項の規定に基づく報告、必要な資料若しくは物件の提出をせず、又は虚偽の報告、資料若しくは物件を提出した者
3. 第27条第2項の規定に基づき準用される独占規制及び公正取引に関する法律第50条第2項の規定に基づく調査を拒否、妨害又は忌避した者

②前項の規定に基づく過怠料は、大統領令の定めるところにより、公正取引委員会が賦課・徴収する。

③前項の規定に基づく過怠料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に公正取引委員会に異議を提起することができる。

④第2項の規定に基づく過怠料処分を受けた者が前項の規定に基づき異議を提起するときは、公正取引委員会は遅滞なく管轄法院にその事実を報告しなければならず、その通報を受けた管轄法院は非訟事件手続法に基づく過怠料の裁判を行う。

⑤第3項の規定に基づく期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しないときは、国税滞納処分にに基づきこれを徴収する

第31条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業員が当該法人若しくは個人の業務に関して第30条の規定に該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は個人に対しても同条各項の罰金刑を科す。

第32条（告発）

第30条の罪は、公正取引委員会の告発がなければ、公訴を提起することができない

第33条（過失相殺）

親事業者のこの法律の違反行為に関して下請事業者に責任がある場合は、この法律に定める是正措置、告発又は罰則を適用するに当たっては、これを参酌することができる。

第34条（他の法律との関係）

中小企業系列化促進法、電気工業法、建設業法、電気通信工業法の規定がこの法律に抵触する場合は、この法律による。

第35条（施行令）

この法律の施行に関して必要な事項は大統領令で定める。

附 則（1994年12月22日）

- ①（施行日）この法律は1995年4月1日から施行する。
- ②（経過措置）この法律の施行当時、すでに下請契約が締結された下請取引については、第2条、第13条第4項及び第16条第2項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

（1984年12月31日及び92年12月8日の制定・改正時の附則は、省略した。）

6. 下請取引の公正化に関する法律施行令

制定 1985年4月1日

改正 1993年2月20日

〃 1995年4月1日

第1条 (目的)

この施行令は、下請取引の公正化に関する法律（以下「法」という）において委任した事項及びその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第1条の2 (中小企業者の範囲等)

①法第2条第2項第2号但書における「大統領令の定める年間売上高又は常時雇用従業員数等に該当する中小企業者」とは、製造業及び卸・小売業の場合は、年間売上高が20億ウォン未満又は常時雇用従業員数が20人未満である中小企業者をいい、建設業、エンジニアリング活動業、ソフトウェア開発業及び建築設計業の場合は、年間売上高が30億ウォン未満又は常時雇用従業員数が30人未満である中小企業者をいう。

②法第2条第8項本文における「大統領令の定める建設工事」とは、次の各号の1に該当する工事をいう。

1. 建設業法施行令第4条に規定する軽微な工事
2. 電気工事業法施行令第3条に規定する軽微な工事

③法第2条第8項第5号における「その他大統領令の定める事業者」とは、次の各号の1に該当する事業者をいう。

1. 住宅建設促進法第6条に規定する登録業者
2. 水質環境保全法第39条に規定する登録業者
3. 大気環境保全法第44条に規定する登録業者
4. 騒音・振動規制法第43条に規定する登録業者
5. 廃棄物管理法第21条に規定する登録業者
6. 汚水・糞尿及び畜産廃水の処理に関する法律第38条に規定する登録業者
7. エネルギー使用合理化法第41条に規定する指定業者
8. 都市ガス事業法第12条に規定する登録業者
9. 液化石油ガスの安全及び事業管理法第15条に規定する登録業者

第2条（書面記載事項）

法第3条第2項における「大統領令で定める事項」とは、次の事項をいう。

1. 委託日及び下請事業者が委託を受けたこと（以下「目的物」という）の内容
2. 目的物を親事業者に納品又は引渡し（以下「納品」という）する時期又は場所
3. 目的物の検査の方法及び時期
4. 下請代金（先払金、既成金及び法第16条に規定する設計変更等による下請代金の調整がある場合の調整された金額を含む。以下同じ）並びにその支払方法及び支払日
5. 親事業者が下請事業者に目的物の製造、修理又は施工に必要な原材料等を提供しようとする場合は、その原材料の品名・数量、提供日・対価並びに対価の支払方法及び支払期日

第3条（書類の保存）

①法第3条第3項に規定する保存しなければならない下請取引に関する書類は、法第3条第1項の書面及び次の書類又は事項が記載された書類をいう。

1. 法第8条に規定する受領証明書
 2. 法第9条に規定する目的物の検査結果、検査終了日
 3. 下請代金の支払日、支払金額及び支払手段（手形により下請代金を支払場合は、手形の交付日、金額及び満期日を含む）
 4. 法第6条に規定する先払金及び遅延利子、法第13条第4項及至第6項に規定する手形割引料及び遅延利子、法第15条に規定する関税等の還付額及び遅延利子を支払った場合の支給日及び支給金額
 5. 親事業者が下請事業者に目的物の製造、修理又は施工に必要な原材料等を提供し、その対価を下請代金から控除する場合は、その原材料等の内容
 6. 法第16条に規定する下請代金を調整した場合、その調整金額及び調整事由
- ②第1項に規定する書類は、第6条に規定する「取引が終了した日」から3年間保存しなければならない。

第4条（下請代金の直接支払）

法第14条に規定する発注者が下請事業者に下請代金を直接支払うことができる場合は、次のとおりである。

1. 発注者と親事業者間において、下請代金を直接下請事業者に支払うことができるという意図とその支払方法及び手続を明らかにして合意した場合
2. 下請事業者が親事業者を相手にして製造、修理又は施工した分に該当する下請代金の支払の履行を命じる確定判決を受けた場合

3. 国家、地方自治団体又は政府投資機関が発注する建設工事のうち、親事業者が法第13条第1項に規定する下請代金の支払を1回以上遅滞し、又は工事予定価格の100分の85未満の金額で請け負う契約を締結した場合であつて、発注者が下請事業者の保護のために必要と認める場合
4. 親事業者の破産、不渡り、営業停止又は免許取消等の理由により、親事業者が下請代金を支払うことができない明らかな事由があると発注者が認める場合
5. 下請契約の履行保証を必要とする建設工事の下請契約のうち、親事業者が下請事業者に下請代金の支払を保証しない場合であつて、発注者が下請事業者の保護のため必要と認める場合

第5条（違反行為の申告及び通知）

①法第22条第1項に規定する申告をしようとする者は、次の事項を明らかにしなければならない。

1. 申告者の姓名及び住所
2. 被申告者の姓名又は名称（法人である場合は、その代表者の姓名を含む）
3. 違反行為の内容及び立証することができる資料

②公正取引委員会が、法第22条第3項の規定に基づき、親事業者が下請事業者から親事業者の法違反行為に関する申告が受け付けられた事実を通知するときは、受付日から14日以内に申告者及び申告内容を明示した書面で行わなければならない。

第6条（調査対象取引の制限）

法第23条における「取引が終了した日」とは、製造等の委託を受けて、目的物を納品した日をいい、下請契約が中途解約され、又は下請取引が中止されたときは、解約又は中止された日をいう。

第7条（下請紛争調停協議会の設置団体）

①法第24条第1項に規定する下請紛争調停協議会（以下「協議会」という）を設置しなければならない事業者団体と各事業者団体に設置した協議会が分掌する下請取引の分野は、次のとおりである。

事業者団体	下請取引分野
1. 中小企業協同組合法に基づく中小企業協同組合中央会	製造委託及び修理委託（ただし、ソフトウェア開発業、エンジニアリング活動業、建築設計業及び建設業における製造委託を除外する）

2. 建設業法に基づく建設協会及び専門建設協会（共同設置）	法第2条第8項第1号及び第5号に規定する建設業者の建設委託を製造委託
3. 電気工事業法に基づく韓国電気工事協会	建設委託のうち電気工事業法に基づく電気工事の委託
4. 電気通信工事業法に基づく電気通信工事協会	建設委託のうち電気通信工事業法に基づく電気通信工事の委託
5. 消防法に基づく韓国消防安全協会	建設委託のうち消防法に基づく消防施設工事の委託
6. 韓国エンジニアリング振興協会	エンジニアリング活動の委託
7. 韓国ソフトウェア産業協会	ソフトウェア開発の委託
8. 大韓建築士協会	建築設計の委託

②第1項の事業者団体は、共同して協議会を設置することができる。この場合、公正取引委員会の承認を受けなければならない。ただし、建設業法に基づく建設協会と専門建設協会の場合は承認を要しない。

③建設業法に基づく業種別工事協会は、建設協会と専門建設協会が共同して設置した建設下請紛争調停協議会の運用に必要な経費の一部を負担することができる。

第8条（協議会の構成）

①協議会の委員長1名を含む9名以内の委員により構成され、公益を代表する委員、親事業者を代表する委員及び下請事業者を代表する委員がそれぞれ同数となるようにする。

②委員長は、公益を代表する委員のなかから協議会が選出し、当該協議会を代表する。

③委員の任期は、2年とし、再任することができる。

第9条（委員の委嘱）

協議会の委員は、第7条第1項の各事業者団体の長が委嘱し、あらかじめ、公正取引委員会に報告しなければならない。ただし、事業者団体が共同して協議会を設置しようとする場合は、当該事業者団体の長が共同して委嘱する。

第10条（公益を代表する委員の資格）

公益を代表する委員は、下請取引に関する博識と経験が豊富な者のなかから

委嘱し、当該委員が所属する協議会が分掌する下請取引分野の業種に属する事業を営む者又は当該業種に属する事業体の役職員は公益を代表する委員となることができない。

第11条（協議会の会議）

- ①委員長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。
- ②会議は、在籍委員の過半数の出席により開催する。
- ③委員長に事故があるときは、委員長が公益を代表する委員のなかから指名する委員がその職務を代行する。

第12条（紛争の調停等）

- ①協議会は、法第24条に規定する調停が成立する場合は、調停に参加した委員及び紛争当事者が記名捺印した調停書を作成した後、その写本を添付して、調停結果を公正取引委員会に報告しなければならない。
- ②協議会は、調停の要請を受けた日から30日以内に調停が成立しない場合は、調停経緯及び関係書類を添付して、公正取引委員会に報告しなければならない。
- ③協議会は、調停のために必要な場合は、当該紛争事実の確認に必要な範囲内において調査をし、又は紛争当事者について関係資料の提出若しくは出席を要求できるとともに、紛争当事者は、協議会の会議に出席し、意見を陳述し、又は関係資料を提出することができる。

第13条（協議会の運営細則）

この施行令に規定されること以外に協議会の運営及び組織に関して必要な事項は、公正取引委員会の承認を得て協議会が定める。

第14条（供託事実の報告）

法第25条の2に規定する供託をした親事業者は、遅滞なく公正取引委員会に供託した事実を書面により報告しなければならない。

第15条（過怠料の賦課）

- ①公正取引委員会は、法第30条の2第2項に基づき過怠料を賦課するときは、当該違反行為を調査・確認した後、違反事実、異議の方法、異議の期間及び過怠料の金額を明示し、これを納付することを過怠料処分対象者に通知しなければならない。
- ②公正取引委員会は、第1項の規定に基づき、過怠金を賦課しようとするときは、10以上の期間を定めて過怠料処分対象者に口頭又は書面により意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日までに意見陳述がない場

合には、意見陳述がなかったものと見なす。

③公正取引委員会は、過怠料の金額を定めるに当たっては、当該違反行為の動機とその結果等を参酌しなければならない。

附 則

①（施行日）この施行令は、公布した日から施行する。

②（経過措置）この施行令の施行当時、すでに下請契約が締結された下請取引については、第1条の2、第2条第4号、第5条第2項の改正規定を適用しない。

（1985年4月1日及び93年2月20日の制定・改正時の附則は、省略した。）

7. 約款の規制に関する法律

制定 1986年12月31日

改正 1992年12月 8日

第1章 総 則

第1条 (目的)

この法は、事業者がその取引上の地位を濫用して不公正な内容の約款を作成・使用することを防止し、不公正な内容の約款を規制して公正な取引秩序を確立することによって、消費者を保護し、国民生活の均衡ある向上を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

- ①この法律において約款とは、その名称若しくは形態又は範囲を問わず、契約の一方の当事者が多数の相手方と契約を締結するため、一定の形式により予め作成された契約内容になるものをいう。
- ②この法律において「事業者」とは、契約の一方の当事者であって、他方の当事者に約款を契約の内容とすることを提案する者をいう。
- ③この法律において「顧客」とは、契約の一方の当事者であって、事業者から約款を契約の内容とするとの提案を受ける者をいう。

第3条 (約款の明示・説明義務)

- ①事業者は、契約の締結において顧客に約款の内容を契約の種類に応じて一般的に予想される方法により明示し、顧客が要求するときには当該約款の写しを顧客に交付し、これを知らせるようしなければならない。ただし、他の法律の規定により行政官庁の認可を受けた約款であって、取引の迅速のために必要であると認められ、大統領令の定める約款についてはこの限りではない。
- ②事業者は、約款に定めてある重要な内容を顧客が理解できるように説明しなければならない。ただし、契約の性質上説明が顕著に困難な場合はこの限りではない。
- ③事業者が、第1項及び第2項の規定に違反して契約を締結したときは、当該約款を契約の内容と主張することができない。

第4条（個別約定の優先）

契約において定められている事項に関して事業者と顧客が約款の内容と異なる合意をした事項がある場合には当該合意事項は約款に優先する。

第5条（約款の解釈）

- ①約款は信義誠実の原則に従って公正に解釈されなければならないが、顧客によって異なって解釈されてはならない。
- ②約款の意味が明白でない場合は、顧客に有利に解釈されなければならない。

第2章 不公正約款条項

第6条（一般原則）

- ①信義誠実の原則に反して公正さを欠く約款条項は無効である。
- ②約款に次の各号の1に該当する内容を定めている場合は、当該約款条項は公正さを欠くものであると推定される。
 1. 顧客に対して不当に不利な条項
 2. 顧客が契約の取引形態等の諸般の事情に照らして予想し難い条項
 3. 契約の目的を達成できない程度に、契約に基づく本質的権利を制限する条項

第7条（免責条項の禁止）

契約当事者の責任に関して定めてある約款の内容のなかで、次の各号の1に該当する内容を定めている条項は、これを無効とする。

1. 事業者、履行補助者又は被用者の故意又は重大な過失による法律上の責任を排除する条項
2. 相当な理由なく、事業者の損害賠償範囲を制限し、又は事業者が負担しなければならない危険を顧客に移転させる条項
3. 相当な理由なく、事業者の担保責任を排除若しくは制限し、若しくはその担保責任に基づく顧客の権利行使の要件を加重する条項、又は契約の目的物に関して見本が提示され若しくは品質、性能等に関して表示がある場合、その包装された内容に対する責任を排除若しくは制限する条項

第8条（損害賠償額の予定）

顧客に対して不当に過重な遅延損害金等の損害賠償義務を負担させる約款条項はこれを無効とする。

第9条 (契約の解除・解約)

契約の解除・解約に関して定めている約款の内容のなかで、次の各号の1に該当する内容を定めている条項はこれを無効とする。

1. 法律の規定に基づく顧客の解除権若しくは解約権を排除し、又はその行使を制限する条項
2. 事業者が法律において規定していない解除権・解約権を付与し、又は法律の規定に基づく解除権・解約権の行使要件を緩和し、顧客に対して不当に不利益を与えるおそれがある条項
3. 契約の解除若しくは解約による顧客の原状回復義務を相当な理由なく過重に負担させ、又は原状回復請求権を不当に放棄させる条項
4. 契約の解除・解約による事業者の原状回復義務又は損害賠償義務を不当に軽減する条項
5. 継続的な債権関係の発生を目的とする契約においてその存続期間を不当に短期若しくは長期にし、又は黙示の期間延長若しくは更新が可能になるように定め、顧客に不当に不利益を与えるおそれがある条項

第10条 (債務の不履行)

債務の不履行に関して定められている約款の内容のなかで、次の各号の1に該当する内容を定めている条項はこれを無効とする。

1. 相当な理由なく、給付の内容を事業者が一方的に決定し、又は変更できるような権限を付与する条項
2. 相当な理由なく、事業者が履行しなければならない給付を一方的に中止できるようにし、又は第三者が代行できるようにする条項

第11条 (顧客の権益の保護)

顧客の権益に関して定められている約款の内容のなかで、次の各号の1に該当する内容を定めている条項はこれを無効とする。

1. 法律の規定に基づく顧客の抗弁権、相殺権等の権利を相当な理由なく排除又は制限する条項
2. 顧客に付与された期限の利益を相当な理由なく剝奪する条項
3. 顧客が第三者と契約を締結することを不当に制限する条項
4. 事業者が業務上知るようになる顧客の秘密を正当な理由なく漏洩することを許容する条項

第12条 (意思表示の擬制)

意思表示に関して定められている約款の内容のなかで次の各号の1に該当する

内容を定めている条項はこれを無効とする。

1. 一定の作為又は不作為があった場合、顧客の意思表示が表明された又は表明されなかったと見なす条項。ただし、顧客に相当の期限内に意思表示がなかったならば、意思が表明された若しくは表明されなかったものと見なす旨を明白に別途告知する場合、又はやむを得ない理由によりこのような告知ができない場合は、この限りではない。
2. 顧客の意思表示の形式又は要件に対して不当に厳格な制限を課する条項
3. 顧客の利益に重大な影響を及ぼす事業者の意思表示が相当な理由なく顧客に到達したとする条項
4. 顧客の利益に重大な影響を及ぼす事業者の意思表示に不当に長期間の期限又は不確定の期限を定める条項

第13条（代理人の責任加重）

顧客の代理人によって契約が締結された場合、顧客がその義務を履行しないときは、代理人にその義務の全部又は一部を履行する責任を負わせる内容の約款条項はこれを無効とする。

第14条（訴え提起の禁止等）

顧客に対して不当に不利な訴え提起の禁止条項若しくは裁判管轄の合意条項又は相当な理由なく顧客に立証責任を負担させる約款条項はこれを無効とする。

第15条（適用の制限）

国際的に通用する約款その他特別な事情がある約款であって、大統領令が定める場合は、第7条及至第4条の規定の適用を条項別・業種別に制限することができる。

第16条（一部無効の特則）

約款の全部若しくは一部の条項が第3条第3項の規定により契約の内容となり得ない場合又は第6条及至第14条の規定により無効である場合の契約は、残余の部分のみ有効に存続する。ただし、有効な部分のみでは契約の目的達成が不可能である場合又は一方の当事者に不当に不利な場合は、当該契約を無効とする。

第3章 約款の規制

第17条（不公正約款条項の使用禁止）

事業者は、次の各号の1に該当する場合は、第6条及至第14条の規定に該当す

る不公正な約款条項（以下「不公正約款条項」という）を契約の内容としてはならない。

1. 事業者が独占規制及び公正取引に関する法律第2条第7号の市場支配的事業者である場合。
2. 事業者が自己の取引上の地位を不当に利用して契約を締結する場合。
3. 一般公衆に物品・役務を供給する契約であって、契約締結の緊急性・迅速性から顧客が締結するとき、契約条項の内容の変更が困難である場合。
4. 事業者の契約当事者での優越的地位が顕著であり、又は顧客が他の事業者を選択する範囲が制限されていて、約款を契約の内容とすることが事実上強制される場合。
5. 契約の性質又は目的上、契約の取消、解除若しくは解約が不可能であり、又はそれにより顧客に顕著な財産上の損害が発生する場合。

第17条の2（是正措置）

- ①公正取引委員会は、事業者が第17条の規定に違反した場合は当該約款条項の削除、修正等の是正に必要な措置を命ずることができる。
- ②公正取引委員会は、事業者が第17条各号の1に該当しない場合にも不公正約款条項を契約の内容とするときには公正な取引秩序の確立のために当該約款条項の削除、修正等の是正に必要な措置を勧告することができる。
- ③公正取引委員会は、第1項及び第2項の規定による是正に必要な措置を命令又は勧告するに当たって、当該事業者と同種の事業を営む他の事業者と同様の内容の不公正約款条項を使用しないことを勧告することができる。

第18条（官庁認可約款等）

- ①公正取引委員会は、行政官庁が作成した約款又は他の法律に基づいて行政官庁の認可を受けた約款が第6条及至第14条の規定に違反した事実があると認定されるときは、当該行政官庁にその事実を通報し、その是正に必要な措置を要請できるとともに、銀行法の規定による金融機関の約款が第6条及至第14条の規定に違反した事実があると認定されるときは、韓国銀行法に基づく銀行監査院にその事実を通報し、その是正に必要な措置をとるよう勧告することができる。
- ②第1項前段の規定に基づき行政官庁に是正を要請した場合、第17条の2第1項及び第2項の規定に基づく是正命令又は是正勧告はこれをしてはならない。

第19条（約款の審査請求等）

約款条項と関連して法律上の利益がある者、消費者保護法に基づき登録された消費者団体、韓国消費者保護院及び事業者団体は、この法律に違反しているかどうかに関する審査を公正取引委員会に請求することができる。

第19の2条（標準約款の審査請求）

- ①事業者及び事業者団体は、公正な取引秩序を確立し、不正な内容の約款の通用を防止するため、一定の取引分野において標準となる約款（以下「標準約款」という）を定めることができる。
- ②事業者及び事業者団体は、公正取引委員会に第1項の標準約款の内容がこの法律に違反しないかどうかに関する審査を請求することができる。

第20条（調査）

公正取引委員会は、第17条の2第1項及び第2項の規定に基づき是正のための措置を命じ又は勧告するため必要と認められる場合及び第19条の規定に基づき請求を受けた場合は、約款がこの法に違反した事実があるかどうかを確認するために必要な調査をすることができる。

第21条（審査請求書の提出）

第19条の規定に基づく請求は、公正取引委員会に書面で提出しなければならない。

第22条（意見陳述）

- ①公正取引委員会は、約款の内容がこの法に違反していないかどうか審議する前に、当該約款に基づいて取引をした事業者又は利害関係人に対して当該約款が審査対象になったという事実を通知しなければならない。
- ②第1項の規定に基づく通知を受けた当事者又は利害関係人は、公正取引委員会の会議に出席してその意見を陳述し、必要な資料を提出することができる。
- ③公正取引委員会は、審査対象になる約款が他の法律に基づいて行政官庁の認可を受けた又は受けなければならないものである場合には、審議に先立ち、その行政官庁に対して意見の提出を要求することができる。

第23条（不公正約款条項の公開）

公正取引委員会は、この法に違反すると審議・審決した約款条項の目録を作成し、備え置くとともに、必要な場合にはこれを一般に供覧するようにすることができる。

第5章 補則

第30条（適用範囲）

- ①この法は、約款が商法第3編、勤労基準法、その他大統領令が定める非営利事業の分野に属する契約に関するものである場合はこれを適用しない。
- ②削除（92. 12. 8）
- ③特定の取引分野の約款について他の法律に特別な規定がある場合は、この法律の規定に優先する。

第30条の2（独占規制及び公正取引に関する法律の準用）

この法律に基づく公正取引委員会の審議・議決に関しては独占規制及び公正取引に関する法律第42条及至第45条の規定を、この法に基づく公正取引委員会の処分に対する異議申請、訴えの提起及び不服の訴えの専属管轄については同法第53条及至第55条の規定をそれぞれ準用する。

第31条（認可の基準）

行政官庁が、他の法律に基づき約款を認可し、又は他の法律に基づき特定の取引分野について設置された審査機構において約款を審査する場合は、第6条及至第14条の規定をその審査基準にしなければならない。

第31条の2（諮問委員）

- ①公正取引委員会は、この法に基づく約款審査業務を遂行するために必要と認める場合は、諮問委員を委嘱することができる。
- ②第1項の規定に基づく諮問委員の委嘱その他必要な事項は大統領令で定める。

第6章 罰則

第32条（罰則）

第17条の2第1項の規定に基づく命令に違反した者は、2年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

第33条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して第32条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても同条の罰金刑を科する。

第34条 (過怠料)

- ①第20条の規定に基づく調査を拒否、妨害又は忌避した者は、5000万ウォンの過怠料に処する。
- ②第3条第1項又は第2項の規定に違反した事業者については、500万ウォン以下の過怠料に処する。
- ③第1項及び第2項の規定に基づく過怠料は、大統領令が定めるところにより公正取引委員会が賦課・徴収する。
- ④第3項の規定に基づく過怠料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に公正取引委員会に異議を提起することができる。
- ⑤第3項の規定に基づく過怠料処分を受けた者が第4項の規定に基づき異議を提起した場合は、公正取引委員会は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄法院は非訟事件手続法に基づき過怠料の裁判を行う。
- ⑥第4項の規定に基づく期間内の異議を提起せず、過怠料を納付しない場合は、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

附 則 (1992年12月8日)

- ①(施行日) この法は、1993年3月1日から施行する。
- ②(経過措置) この法の施行当時、従前の規定による経済企画院長官の是正勧告又は経済企画院長官に要請した審査請求は、この法の規定に基づく公正取引委員会の是正勧告又は公正取引委員会に要請した審査請求と見なす。

(1987年7月1日の制定時の附則は、省略した。)

8. 約款の規制に関する法律施行令

制定 1987年7月1日

改正 1993年2月20日

第1条 (目的)

この施行令は、約款の規制に関する法律（以下「法」という）から委任された事項とその施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (約款の明示・交付義務の免除)

①法第3条第1項において「大統領令が定める約款」とは、次の各号の1に該当する業種の約款をいう。

1. 旅客運送業
2. 通信業
3. 電気、ガス及び水道事業

②第1項各号の業種の約款といえども、事業者は営業所に約款を備え置かなければならず、顧客の要請があるときは、当該約款の写本を顧客に交付してこれを分かるようにしなければならない。

第3条 (適用の制限)

法第15条の規定に基づき、次の各号の1に該当する業種の約款については法第7条及至第14条の規定を適用しない。

1. 国際的に通用する運送業
2. 国際的に通用する金融業及び保険業
3. 輸出入保険法に基づく輸出入保険

第4条 (是正措置の方式)

法第17条の2第1項の規定に基づく是正命令と同条第2項及び第3項の規定に基づく勧告は、その内容を明示した書面で行なければならない。

第5条 (是正要請及び勧告)

①法第18条の規定に基づく是正に必要な措置の要請又は勧告は、その内容を明示した書面で行なければならない。

②法第18条の規定に基づく是正に必要な措置の要請又は勧告を受けた行政官庁又

は韓国銀行法に基づく銀行監督院は、その要請又は勧告を受けた日から60日以内に公正取引委員会に書面で処理結果を通報しなければならない。

第5条の2（標準約款）

①公正取引委員会は、法第9条の2第2項の規定に基づき標準約款の審査請求を受けたときは、審査請求を受けた日から60日以内に審査結果を申請人に通報しなければならない。

②公正取引委員会は、必要と認める場合は標準約款を使用している事業者又は事業者団体に対して当該約款の運用状況を報告させることができる。

第6条（証票の提示）

法第20条の規定に基づき調査をする公務員は、その権限を表示する証票を携帯して関係人にこれを提示しなければならない。

第7条（審査請求書の提出等）

①法第21条の規定に基づく審査請求書には、次の各号の事項を記載し、審査請求の対象となる約款の写しを添付しなければならない。

1. 審査請求者の姓名及び住所
2. 事業者の姓名又は商号及び住所
3. 審査請求の趣旨及び理由

②公正取引委員会は、法第21条の規定に基づき審査請求を受けたときは、特別な事由がある場合を除いては、請求を受けた日から60日以内に審査結果を審査請求者に書面で通報しなければならない。

第8条（意見聴取等）

①公正取引委員会は、法第22条第1項の規定に基づき当事者又は利害関係人に約款が審査対象になったという事実を通知する場合は、これを書面でしなければならない。公正取引委員会の会議の日時及び場所を明記しなければならない。

②公正取引委員会は、法第22条第2項の規定に基づき公正取引委員会の会議に出席した当事者又は利害関係人に対しては予算の範囲内で必要な経費を支給することができる。

③法第22条第3項の規定に基づく行政官庁に対する意見提出の要求は、その内容及び期限を明示した書面でなければならない。

第9条及至第12条 削除 (93. 2. 20)

第13条（公正取引委員会の審議・議決手続等）

法第30条の2に規定されたことのほか、約款に対する審議・議決等に必要な事項は、公正取引委員会が定める。

第13条の2（諮問委員）

- ①法第31条の2第1項の規定に基づき公正取引委員会は、約款に関する学識と経験が豊富な者を諮問委員に委嘱することができる。
- ②諮問委員は、公正取引委員会の要請を受けて、約款の審査に関して公正取引委員会の会議に出席して意見を陳述し、又は書面で意見を提出することができる。
- ③諮問委員に委嘱された者に対しては、予算の範囲内で手当及び必要な経費を支給することができる。
- ④この施行令に規定されたことのほか、諮問委員に関して必要な事項は、公正取引委員会が定める。

第14条（過怠料の賦課）

- ①公正取引委員会は、法第32条第3項の規定に基づき過怠料を賦課するときは、当該違反行為を調査・確認した後、違反事実、異議方法、異議期間、過怠料金額等を書面で明示した上、これを納付することを過料処分対象者に通知しなければならない。
- ②公正取引委員会は、第1項の規定に基づき過怠料を賦課しようとするときは、10日以上を定めて過怠料処分対象者に口述又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日までに意見陳述がないときは、意見がないものと見なす。
- ③公正取引委員会は、過怠料の金額を定めるに当たって、当該違反行為の動機及び結果等を参酌しなければならない。
- ④その他過怠料の徴収手続に関して必要な事項は、公正取引委員会が定める。

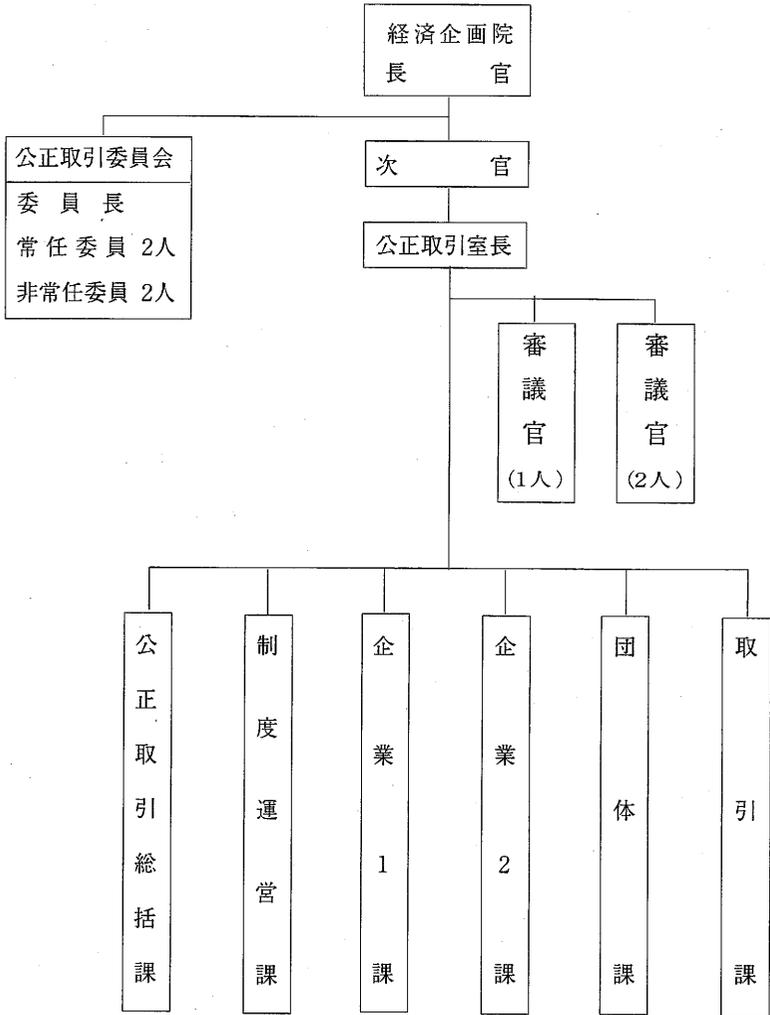
附 則（1993年2月20日）

この施行令は、1993年3月1日から施行する。

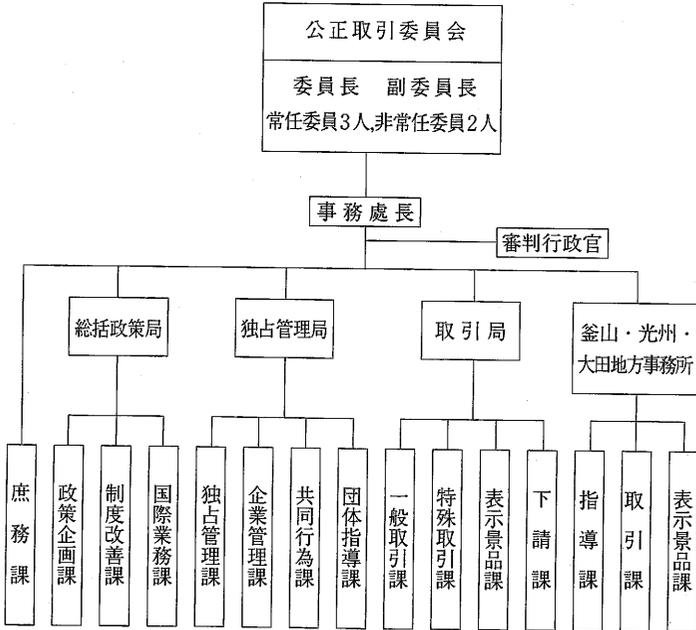
（1987年7月1日の制定時の附則は、省略した。）

9. 韓国独占禁止当局の組織の変遷

(1981年4月時点)

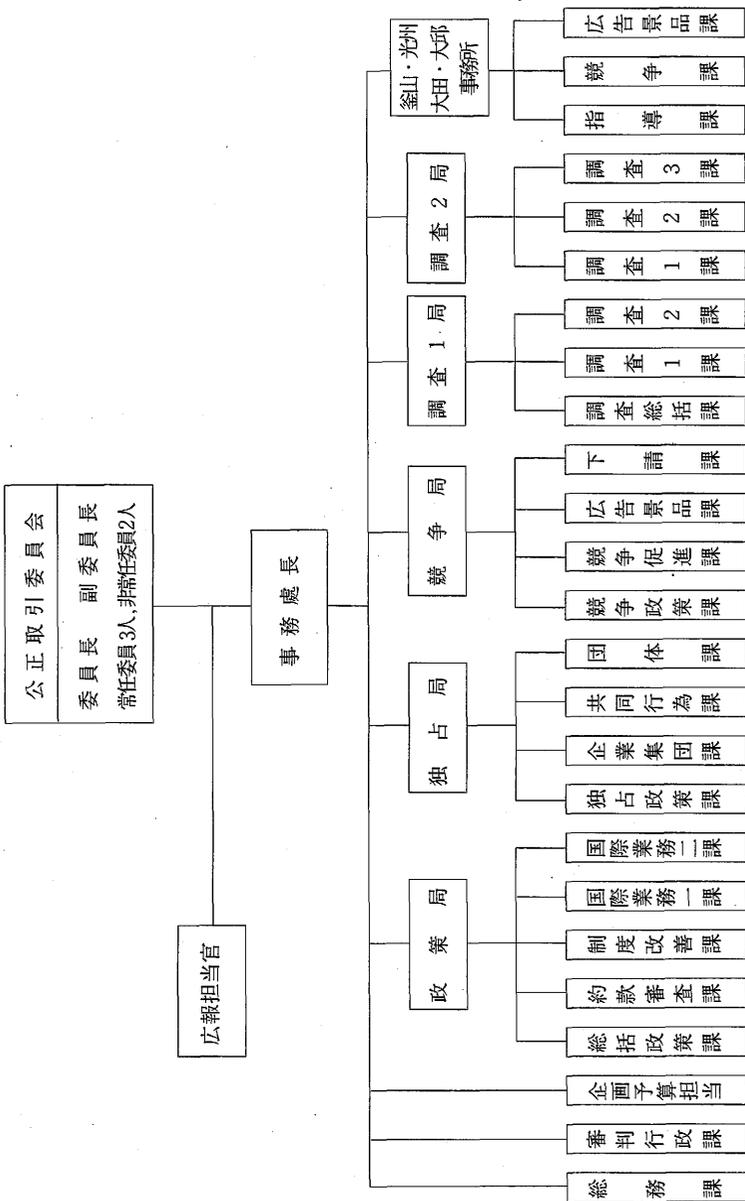


(1990年4月時点)



(注) 両図とも韓国公正取引委員会・韓国開発研究院『公正去来10年』, 1991年4月, 523ページの図から転載。

(1995年4月時点)



10. 韓国独占禁止当局の定員及び予算の推移

	定員 (人)	予 算 (ウォン)
1988	115	—
1989	115	—
1990	221	46億6,900万
1991	221	42億1,500万
1992	265	58億5,400万
1993	265	63億3,400万
1994	278	75億9,043万
1995	343	104億7,500万

(注) 1988年及び89年の定員は公正取引委員会と経済企画院公正取引室の定員を合わせたものであり、90年から95年の定員は、公正取引委員会とその事務處を合わせたものである。

11. 違反行為類型別是正件数の推移

(警告以上の措置件数)

類型	年度													計
	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	
市場支配的地位の濫用行為	—	—	2	1	1	1	4	—	—	2	—	6	2	19
企業結合	22	51	24	43	27	22	35	37	32	12	22	19	24	370
企業集団違反	—	—	—	—	—	—	1	27	11	21	3	48	5	116
不当な共同行為	—	—	—	7	10	4	6	15	11	12	20	9	16	110
事業者団体の競争制限行為	5	9	11	5	8	37	16	41	24	23	31	45	50	305
不正取引行為	37	37	145	50	138	264	240	275	320	177	336	292	407	2,178
不当な国際契約	78	169	212	244	234	273	242	70	39	288	235	57	65	2,206
不正な下請取引行為	—	—	4	85	141	153	141	144	144	97	199	149	223	1,480
不正な約款	—	—	—	—	—	—	2	8	7	10	8	8	34	77
計	142	266	398	435	559	754	687	617	588	642	854	633	826	7,401

(注) (1) 韓国公正取引委員会『公正去来年報』, 1994年8月, 422ページの表から転載。

(2) 企業結合の欄の件数は、主として企業結合申告期間違反にかかわる措置件数でもある。

(3) 不正な下請取引行為の欄の件数には、下請取引紛争調停協議会の調停実績も含まれている。